

「救済」新法・関連改正法成立後の課題と展望 尼崎・クボタのアスベスト被害のひろがりを検証

4.28(金)13:30-16:00 石綿対策全国連絡会議 第19回総会



石綿の国際表示

2006年4月28日(金) 東京・高田馬場「全建総連会館1階会議室」
午後1時半～3時 第19回総会／新法・改正法への対応
午後3時～4時「尼崎・クボタのアスベスト被害のひろがり―疫学調査結果から―」
講師:車谷典男氏(奈良県立医科大学衛生学教授)

昨夏のクボタ・ショック以来、日本中がアスベスト・パニックに襲われました。私たちは、総合対策の提言、総選挙にあたっての公開質問状、緊急声明等々のかたちでこの間先導的な役割を果たしてきたと自負しています。

昨年10月22日から開始した請願署名には、関係団体・個人をはじめ、全国津々浦々から絶大な御協力をいただき、目標とした100万人をはるかに上回る1,871,473筆の賛同署名が集まりました。私たちは、これを



国民の声として国会に届けるべく、1月23日には国会内緊急集会と議員要請行動、1月30日には全国から2,500人が結集しての国民決起集会と国会請願デモにも取り組んできました。

残念ながら、2月3日に成立、10日に公布された、石綿健康被害救済法、大気汚染防止法等の関係四法改正法は、私たちの要望を実現するにはほど遠い、きわめて不十分な内容にとどまってしまいました。しかし、これでアスベスト問題が終わったわけではありません。取り組まなければならない課題は山積みであり、新法・改正法の施行に伴う混乱やトラブルに対処する必要もあります。私たちは、引き続き、すべての被害者に公正な補償、アスベスト対策基本法の制定を求めています。

4月28日(金)午後には開催される第19回総会は、どなたでも参加できます(参加無料)。

※この日は、国際労働機関(ILO)の「仕事における安全と健康のための世界の日」、世界の労働組合やNPOの提唱する「ワーカーズ・メモリアル・デー」でもあり、世界各地で、アスベスト被害を根絶させるための様々な取り組みが予定されています。

石綿対策全国連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL (03)3636-3882 / FAX (03)3636-3881
<http://park3.wakwak.com/~banjan/>

石綿健康被害ホットライン

3日間で805件の相談

中皮腫182件・肺がん169件ほか

全国安全センター・ホットライン担当事務局 川本浩之 2

特集 / 石綿健康被害補償・救済の手引き

石綿健康被害補償・救済 諸制度の内容と手続

新法・時効救済・労災補償総解説

石綿健康被害プロジェクト 4

環境省施行通知(3月13日)	37
厚生労働省施行通達(3月17日)	49
特別遺族給付金と損害賠償との調整基準	54
地方公務員の時効救済措置	56
改正労災認定基準(2月9日)	58

連載44—塩沢美代子

語りつぎたいこと

61

各地の便り

沖縄●初の中皮腫認定は出稼ぎ先での曝露	65
石川●水道管敷設等作業者が中皮腫一号認定	66
徳島●旧専売石綿被害遺族が認定求め21年	66
沖縄●米海軍基地労働者の石綿肺がん初認定	67
東京●高校生に労働安全衛生の講義	68
神奈川●技術者の海外出張先過労死を認定	69
自治体労安研●自治体のアスベスト対策必携	69

3日間で805件の相談 石綿健康被害ホットライン 中皮腫182件・肺がん169件ほか

川本浩之

全国安全センター・ホットライン担当事務局/(社)神奈川労災職業病センター

前号で紹介したとおり、全国安全センターは、石綿健康被害救済新法による新たな救済措置の申請・請求の受け付けが開始された3月20日から22日まで、環境再生保全機構や労働基準監督署の窓口が閉まる21日の春分の日の祝日も含めた3日間、全国一斉「アスベスト健康被害ホットライン」を実施しました。全国どこからでも最寄りの地域安全センターの相談窓口につながるフリーダイヤル0120-631202で、今回相談に対応したのは、東京、神奈川、新潟、名古屋、三重、京都、大阪、尼崎、兵庫、広島、徳島、松山、新居浜、高知、大分、鹿児島、沖縄の17の地域センター等でした。

その後も相談が続いており、対応に追われている最中ですが、全国安全センター・ホットライン担当事務局の川本浩之さんに、ごくごくおおまかな報告をまとめていただきました。



統計的視点から

全国で3日間だけで805件もの相談が寄せられました。それ以降も各地に相談は入っています。

そのうち、建材の質問などの事例は、わずか20件程度ですから、ほとんど全てが実際に発症した健康被害、もしくは石綿にばく露した自覚を持って

いる人の健康相談事例です。

具体的に病名が明らかなものうち、中皮腫が182件、肺がん169件、その他じん肺や石綿関連が疑われる疾患(肺気腫、間質性肺炎、胸膜のがん、ぜん息など)が93件に上ります。こうした病名の付いている事例の中では、どうしても仕事との関連がわからない事例、環境ばく露の事例は相対的には多くありません。おそらく医学的なデータがないものも少なくないため、これらのうちのどれくらいが新法で救済されるのかが注目されます。5年以上前の中皮腫や肺がんによる死亡事例も、確認できたものだけで83件に上ります。

なお、新法を機に相談をした方が多かったわけですが、時効でもない、仕事との因果関係もかなりはっきりしているような、通常の労災請求に該当するものも数多くありました。石綿にばく露したことが明らかなため、自覚症状のない人はもとより、療養中や健診を受けた人でも、専門的な判断を望む相談も多数ありました。



注目すべき事例から

戦前・戦時中のばく露がいくつかあります。職種としては、従来からの造船や建築・建設がやはり多



いのですが、はつり、船員、電車・バスの運転手、駅員、教員、消防署、自動車修理工、化学メーカー、専売公社、電力会社社員等々からも相談が寄せられています。



まとめ

まず、全く不十分とは言え、国もそれなりに受付体制を取っているにも関わらず、これだけの件数が寄せられたことは、まだまだ埋もれている被害が多数あることを物語ります。保全機構にかけたが、全然かからない、労働基準監督署に申請しているが何の連絡もないという声もいくつかありました。

中皮腫や肺がんの時効の事例が多数寄せられました。石綿所見を医師から言われたケースもありますし、職歴などで思い当たるので申請したいという方もいました。もちろん医学的所見や職歴も明らかではないものも多いので、監督署が果たしてどこまできちんと調査するのか、あるいは調査せずに認定するのが問題です。

自営の方もかなりの数に上るようです。大工建築の他に、電気工事や保温関係など、労働者性があれば労災になりそうです。中小企業も少なくありませんし、倉庫や隣接する自宅もあり、家族の方で、労災病院で石綿所見を言われたという方もいました。周囲への公害も気にしておられました。

一方、健康診断で、あいまいな情報を得て不安を訴える方もけっこうおられます。環境ばく露の疑いで胸膜プラークがあると言われて、健康診断を受けたいが、その費用は出ないのかという不満を訴える人もいます。石綿を使用していた企業では、退職者健診をしているところが増えているようです。新法には予防対策の視点がいないことの矛盾の現われです。

実は明らかに労災なのに、新法制定を機に救済されるかと相談する人が多いようです。時効ではないものも少なくありませんでした。

個別相談事例 (省略)



石綿健康被害補償・救済 諸制度の内容と手続

新法・時効救済・労災補償総解説

全国安全センター
石綿健康被害プロジェクト

既報のとおり、石綿健康被害救済法は3月27日に施行され、その1週間前の3月20日から同法に基づく申請・請求の受け付けが開始されている。

ここであらためて、新法等による新たな救済措置とアスベスト健康被害の補償・救済制度全体の内容及び手続等についてみておきたい。



補償・救済の諸制度

まず注意しておきたいのは、新法による新たな救済制度に注目が集まるあまり、アスベスト健康被害は全て新たな救済制度で処理されるという誤解がひろまらないように注意したいということである。

新法は、もともとアスベスト健康被害の補償・救済の「隙間」を埋めることを意図したものであり、結果的には「隙間の一部」しか埋めていないこと、また、ひとつの法律で「救済給付」と「特別遺族給付金」という、まったく別物と言ってよい、二つの制度をつくったこと自体も案外と知られてはいない。

アスベスト健康被害の補償・救済の仕組みとしては、以下のようなものがある。

① 労災補償制度

労災保険法(民間労働者)だけでなく、地方公務員災害補償法(常勤職員対象、非常勤職員には同法に基づく地方自治体の条例や労災保険法が適用される)、船員保険法、国家公務員災害補償法(一般職、国有林野事業(現業)の職員、特定独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員及び非常勤職員も含まれる)、旧三公社職員に対する補償制度(旧国鉄は(独)鉄道建設・運輸整備支援機構・国鉄清算事業本部、旧専売公社についてはJT(日本たばこ)、旧電電公社についてはNTT(日本電信電話)が実施)等がある。

公務上災害に対する国家補償のひとつとして、戦傷病者戦没者遺族等援護法による給付を受けたアスベスト健康被害事例もすでに存在している(2005年12月号43頁等参照)。

② 新法による救済給付制度

「日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫・肺がん）にかかった」者すべてに適用されるが、「損害のてん補がされた場合」または一定の「他の法令による給付が行われるべき場合」には、救済給付の支給義務を免れ、または支給しないとされているために、「労災補償の対象とならない方に対する救済給付」と説明されている。具体的には、環境曝露による住民被害、家族曝露による労働者の家族等の被害、労災補償の対象とならない自営業者、曝露原因がわからない被害、が主な対象ということになる。

③ 時効救済制度

「時効」により労災補償給付を受ける権利を消滅した者に対する救済として、新法により、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者を対象とする「特別遺族給付金」制度がつけられた。

石綿対策全国連絡会議がパブリックコメント手続で意見（3月号60頁の【意見47】）を提出したように、時効救済措置が必要なのは労災保険に限られるものではない。パブリックコメントに対しては何ら回答が示されなかったが、労災保険以外の労災補償制度の各実施機関においても時効救済措置がとられつつあることが明らかになった。各々について後に紹介する。

④ 上記以外の法令による制度

アスベスト健康被害の事例が、上記以外の法令による給付等の支給対象となる場合もある。例えば、医療費以外に係るものでは、健康保険法の傷病手当金や厚生年金保険法、国民年金法の遺族年金等、児童扶養手当法の児童扶養手当、生活保護法の生活扶助等である。

⑤ 加害者等による補償・救済等

労働者に対するいわゆる「労災上積み補償制度」を整備している企業は少なくない。ほとんどは在職者のみを対象としたもので、退職者にも適用されるものはまだ少ないが、関係労働組合や被害者・家族、地域安全センター等の努力によって、退職後も対象としたアスベスト健康被害に対する「労災上積み補償制度」は増えている。もちろん個別に上積み補償を得た事例もある。

クボタやニチアスは、「労災上積み補償制度」に加えて、住民被害者に対する「見舞金・弔慰金制度」もつくった。企業がなくなった関西スレートの事例では、後継企業である住友大阪セメントが同額の見舞金を被害者に支払った。クボタが、労働者の家族（妻）の被害に対して「補償」を支払った事例があること、前記の制度よりもさらに踏み込んだ「補償」制度についての関係者との協議に乗り出したことも既報のとおりである。

東京都文京区の保育園における違法工事による園児のアスベスト曝露事件では、健康被害が発生していない状況においても、裁判による和解で、区と工事業者が児童・保護者に対して見舞金等の和解金を支払っている。



残されている「隙間」

①②③のいずれの対象にもならないアスベスト健康被害の補償・救済の「隙間」が残されていることも指摘しておかなければならない。

すなわち、「指定疾病（中皮腫・肺がん）」以外のアスベスト健康被害で「労災補償の対象にならないもの」、認定基準や医療体制のために補償・救済の対象からその多くが漏れることになると予想されるアスベスト肺がん、さらに、新認定基準のもとでなら補償されたであろうにも関わらず旧認定基準等に基づいて不支給処分を受けてその処分が確

定してしまっている事例、遺族補償給付以外の「時効」により受給権が消滅してしまった労災補償給付、などである。時効救済制度も、措置を講ずる必要のあるすべての労災補償制度において整えられたとは言いきれないし、今後新たに、各制度の受給権が「時効」により消滅してしまうことを完全に防止することのできる措置はとられていないのである。

全国安全センターの「アスベスト健康被害ホットライン」に寄せられた相談でも、旧労災認定基準で必要とされていた「胸膜プラーク所見がない」という理由で不支給処分を受け、あきらめて不服審査手続を行わずに処分が確定してしまっている中皮腫の事例があった。また、昨年10月31日付けで出された新たな労働基準局長通達(2005年11月号)により、中皮腫の診療のための通院費は原則制限なしに支給されることとなったが、この通達発出以前に不支給処分が確定している分については救済をしないという労働基準監督署の対応も問題になっている。石綿曝露作業従事歴1年以上という労災認定基準を満たしているにも関わらず、労働基準監督署が「曝露は間欠的だった」と判断して下した不支給処分が確定してしまっている、という相談事例もあった。

これらの事例は本来、労働基準監督署が自らの決定を取り消して、被害者・遺族の権利の救済を図るべき問題と考える。



著しい制度間「格差」

これも再三指摘してきたとおり、アスベスト健康被害の補償・救済のシステム全体としてみたととき、「隙間」だけでなく、諸制度間の補償・給付の内容と水準の「格差」があまりにも大きい。したがって、適用可能な最善の制度を選択しないと、著しい不利益をこうむる可能性がある。

われわれは、「労災補償を受けられる可能性があるにも関わらず、その事実も知らされずに、きわめて低水準・内容の新たな救済給付で『泣き寝入り』させられることになるとしたら、これは『構造的な労災隠しの体系』になるということを警告」し、具体的な体制・方策をとるよう要求し続けているが、現在まで

のところ、「適切に情報提供できるよう、連携を図りたい」という決意表明以上のものは示されていないと言わざるを得ない。

新法による労災保険の時効救済措置が、「特別遺族年金の額を下回る、きわめて低額の労災年金しか受給できていない被害労働者の遺族が放置されているという、現行労災補償制度の不備をあぶり出す結果ともなった」ことも指摘してきた。

各労災補償制度間にも「格差」が存在していることも、本誌で取り上げてきたことであるが、②のアスベスト健康被害の「時効救済制度」では、その「格差」が一層際立つ結果となったと言える。

「隙間解消」と「格差是正」は、アスベスト健康被害補償・救済対策の重要な課題である。また、そうであるがゆえに、アスベスト被害者とその遺族に、受けることができる最善の補償・救済(の組み合わせ)に関する情報が正確に伝えられる必要があるのである。



制度間の「調整」等の問題

他方で、複数の制度等の対象になり得る場合も少なからずある。

①と②について、環境省は国会審議において、「同時請求は可能」と言い続けてきたが、問題は支給決定等がどのようになされるか、である。「アスベスト健康被害ホットライン」に寄せられた相談のなかには、「労災補償請求の手続をしているが、決定が何か月後になるかわからず、その間の生活が苦しい。せめて決定が出るまでの間だけでも、すぐに新法による救済給付を受けることができないか」という深刻な相談が寄せられている。環境省・環境再生保全機構は、このような要望にどう応えるのか、最初の決定が注目されている。

また例えば、①④⑤または②④⑤いずれの対象にもなる場合もあり得る。法令で「調整」や「免責」の仕組みが規定されている組み合わせもあれば、ないものもある。新法関係では、仕組みが規定されていても、どのように運用されることになるか不明の部分が多いのではあるが、具体的には、後の解説のなかで、みていくことにしたい。



自営業者は救済給付?

各制度の解説の前に、もうひとつ注意しておきたい点がある。

労働者は労災補償、自営業者や無職の方は新法による救済給付、というのはわかりやすい分け方ではあるが、発症した時点あるいは死亡した時点において、無職または自営業者であることが判断基準のすべてではないということである。

被害者の過去の人生のなかには、①労働者であった期間、②自営業者として労災保険に特別加入していた期間（海外派遣者等として労災保険に特別加入していた期間も同様）、③労災未加入の期間等があった可能性があるわけで、①+②の期間中に従事したアスベスト曝露作業が健康被害の「相対的に有力な原因」であれば、労災補償または特別遺族給付金（時効救済）の対象になり得る。

判断基準の参考としては、昭和61年2月3日付け基発第51号労働省労働基準局長通達「粉じん曝露歴に労働者性の認められない期間を含む者に発生したじん肺症等の取扱いについて」及びその「取扱いに関する留意事項」を示した補償課長事務連絡（2001年10月号9頁参照）がある。

「粉じん作業を労働者等として従事したものと事業主等として従事したものとに区分して比較検討し、労働者等として従事した粉じん作業が相対的に有力な原因であると認められること」という考え方である。労働者等期間と労災未加入期間の差が3年以上という運用基準を示していることは妥当とは言えないと考えている。ましてアスベスト健康被害にそのまま適用すべきではないが、3年未満なら「直ちに業務外とする趣旨ではなく」、「粉じんの種類、粉じんの濃度及び粉じん作業従事期間」等を考慮して、「個々の事案ごとに慎重に判断すべきものである」としていることは参考になるだろう。

じん肺に関する事例ではあるが、労働者期間が2年弱、労災未加入事業主期間が15年超で、曝露した粉じんの性質に差がなくても、1日の粉じん作業時間の差や曝露状態の大きな差を理由に、不服審査請求によって労災補償を認めさせた事例も

ある（1994年5月号37頁参照）。



対象となる疾病

各補償・救済制度によって、対象となるアスベスト健康被害の範囲が異なっている。

【労災補償制度の対象疾病】

労災補償制度の対象となる疾病は、以下のとおりである。

- ① 中皮腫
- ② 気管支及び肺の悪性新生物（肺がん）
- ③ 石綿肺
- ④ 良性石綿胸水
- ⑤ びまん性胸膜肥厚
- ⑥ その他アスベスト曝露作業に起因することの明らかな疾病

労災認定基準で取り扱いが明示されている疾病は①～⑤の5疾病であるが、わが国の職業病リストである労働基準法施行規則別表第1の2の区分でいうと、①②は第7号7（石綿曝露業務による職業がん）、③は第5号（じん肺等）、④⑤は第4号8（化学物質等による疾病）に各々区分される。

第4号8は、第4号1から第4号7に掲げるもののほか化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病であり、第7号1から第7号17に掲げるもののほかがん原生物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病に適用される第7号18、また、第9号は「その他業務に起因することの明らかな疾病」に当てられている。これらは、「包括的救済規定」と呼ばれるが、①～⑤の5疾病以外の疾病であっても、個別に業務起因性が立証できれば、これらの規定のもとで労災補償の対象となり得ることから、⑥の項目をあげることができるわけである。

【新法による救済給付の対象疾病】

これに対して、新法の救済給付の対象となる「指定疾病」は、法第2条第1項で、①②のほか「石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で定めるものをいう」とされながら、政令で

疾病が定められなかった。

したがって、新法の救済給付の対象となるのは①中皮腫と②肺がんであり、申請・請求等の各手続様式上も、①中皮腫と②肺がんのどちらかに丸をつけるようになっている。すでに、石綿肺で手続をしようとしたところを受付を拒否されたという報告がある。次頁掲載の3月中の申請受付状況をみても、中皮腫・肺がん以外の疾病の項目はないが、「不明」という件数があるので、疾病名「不明」で受け付けた事例はあるということだろう。

【時効救済の対象疾病】

新法による労災保険の時効救済（特別遺族給付金）の対象となる疾病は、法第2条第2項で「指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病」とされ、厚生労働省関係施行規則第2条で③④⑤が定められたので、①～⑤の5疾病である。ただし、「包括的救済規定」が定められていないので、⑥は含まれない。

後述するように、地方公務員、旧三公社職員関係の時効救済措置においても、対象疾病は、①～⑤の5疾病に限定されている。



救済給付の実施機関等

最初に、新法による救済給付からみていこう。

【環境再生保全機構】

石綿健康被害救済法により、事業主、国及び地方公共団体の費用負担による「石綿健康被害救済基金」が「(独)環境再生保全機構」に設置され、同機構が救済給付に支給等に係る業務を行うこととなった。

環境再生保全機構は、2004年4月1日に、公害健康被害補償予防協会と環境事業団が行う地球環境基金業務等を統合して発足したものである。

◎本部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー
フリーダイヤル 0120-389-931

<http://www.erca.go.jp/asbestos/>
TEL 044-520-9614 FAX 044-520-2193

◎大阪支部

〒550-0002 大阪市北区曾根崎新地1-1-49
梅田滋賀ビル4F
TEL 06-6342-0335 FAX 06-6342-0260

【申請・請求先】

新法の救済給付に係る諸手続は、環境再生保全機構へ直接または郵送により提出するか、環境省地方環境事務所を通じて提出することもできる。また、受付を委託する保健所を整備していく予定とされている。

「救済給付の手引き」や各種様式等は上記窓口で入手するか、環境再生保全機構の前記フリーダイヤルに電話して送付してもらおうとよい。機構の前記ホームページからも直接ほとんど入手できる。

「医師・医療機関の皆様へ」とした、「石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」というパンフレットなども用意されている。

◎環境省地方環境事務所

<http://www.env.go.jp/region/>

◎北海道地方環境事務所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーネットビル9F TEL 011-251-8702

◎東北地方環境事務所

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F TEL 022-722-2867

◎関東地方環境事務所

〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F
TEL 048-600-0815

◎新潟事務所

〒950-0078 新潟市万代島5番1号 新潟万代島ビル15F TEL 025-249-7575

◎中部地方環境事務所

〒460-0003 名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル4F TEL 052-955-2134

◎近畿地方環境事務所

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31

大阪マーチャндаイズ
 マート(OMM)ビル8F
 TEL 06-4792-0703

◎中国四国地方環境事務所
 〒700-0984 岡山市桑田
 町18-28 明治安田生命
 岡山桑田町ビル1F
 TEL 086-223-1581

○高松事務所
 〒760-0023 高松市寿町
 2-1-1 高松第一生命ビル
 新館6F
 TEL 087-811-7240

○広島事務所
 〒730-0013 広島市中区
 八丁堀16-11 日本生命広島第2ビル2F
 TEL 082-511-0006

◎九州地方環境事務所
 〒862-0913 熊本市尾ノ上1-6-22
 TEL 096-214-0332

○福岡事務所
 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-23
 博多駅前第2ビル7F TEL 092-437-8851

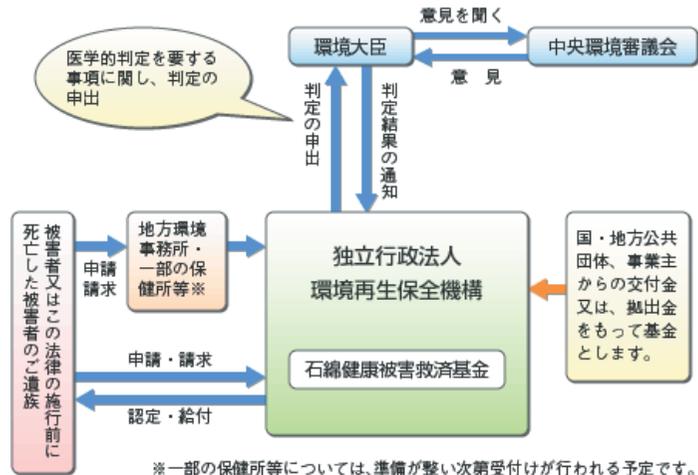
【3月中の申請件数は778件】

環境省環境保健部企画課は、2006年3月20日から開始された新法に基づく救済給付の申請受付の、3月31日18時時点までの状況を公表している。

- ★ 申請者数(郵便受付を含む) 累計 778件
- ★ 来所相談件数 累計 321件
- ★ 電話問い合わせ件数 累計 3,293件

申請者件数の内訳は、以下のとおり。申請の受付に当たり、大きな混乱は生じていないとしている。

	合計	中皮腫	肺がん	不明
療養費	379件	279件	92件	8件
特別弔慰金	399件	354件	44件	1件
計	778件	633件	136件	9件



【医学的な判定、認定・給付の決定】

機構は、医学的判定を要する事項について、環境大臣に判定を申し出、環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いたうえで、機構に対し判定の結果を通知。機構は、環境大臣による医学的判定結果に基づいて認定等の可否を決定する。

何とも大仰な仕組みだが、実務的にどのような流れになっていくか注視していく必要がある。中央環境審議会に石綿健康被害判定部会が、そして同部会のもとに石綿健康被害判定小委員会が設置され、4月11日に第1回が開催されることが公表されている。環境省の施行通知(環保企発第060313003号—37頁参照)で示されている、「病理組織学的検査が行われていない」中皮腫例に関する「専門家による検討を加えて判定」の運用のされ方も明らかになってくるだろう。

パブリックコメント手続で、「1か月以内のできるだけ短い期間を、行政手続法に基づく『標準処理期間』として定める』ようにという石綿対策全国連の意見に対する回答は、「新しい制度であり、現時点で標準処理期間を定めることは難しいが、行政手続法の趣旨にかんがみ、今後、標準処理期間を定めるよう努める」というものだった。

あまりにも低水準の救済給付が、その意義をアピールするとしたら、迅速な決定こそが最も求めら

石綿による健康被害救済給付の概要

給付の種類	給付の内容	請求期限	給付請求者	給付の内容・給付額
医療費	被認定者が指定疾病 ^{※1} の医療 ^{※2} に要した費用（健康保険等による給付の額を控除した自己負担分）を支給するものです。	医療費の請求を行えることとなった日の翌日から2年以内。	被認定者で認定疾病にかかる医療を受け、自己負担額が発生した方。 なお、ご遺族の方が未支給の給付を請求する場合において、被認定者が請求していない医療費があったときは、当該医療費を請求することができます	健康保険等による給付の額を控除した自己負担額 ^{※3} 。
療養手当	医療費以外の入通院に伴う諸経費、日常生活における近親者等による介護に要する費用などを勘案したもので、月を単位として定額支給されるものです。	（請求の期限は定められていませんが、請求日にさかのぼり効力を生じますので、認定申請と同時に請求してください。）	被認定者。	請求があった日の翌月から支給する事由が消滅した日の属する月までで月額103,870円 ^{※4} 。
葬祭料	被認定者が指定疾病に起因し死亡した場合に、その方の葬祭を行うことに伴う費用負担に対して支給される給付です。	被認定者が死亡した日の翌日から2年以内。	当該指定疾病に起因し死亡した方の葬祭を行う方。	199,000円
特別遺族弔慰金	法施行 ^{※5} 前に指定疾病に起因し死亡した方のご遺族に対する弔慰等を目的として支給される給付です。	法施行 ^{※5} 日から3年以内。	当該指定疾病に起因し死亡した方と同一生計にあったご遺族のうち最優先順位 ^{※6} の方。	2,800,000円
特別葬祭料		法施行 ^{※5} 日から3年以内。		199,000円
救済給付調整金	被認定者で法施行 ^{※5} 前に指定疾病にかかり、かつ指定疾病に起因して法施行 ^{※5} 後2年以内に死亡した認定患者の方で、生前に給付された医療費と療養手当の合計が特別遺族弔慰金の額に満たない場合に、その差額がご遺族に対し支給される給付です。	認定者が死亡した日の翌日から2年以内。	当該指定疾病に起因し死亡した方と同一生計にあったご遺族のうち最優先順位 ^{※6} の方。	特別遺族弔慰金の額から当該指定疾病に関し支給された医療費 ^{※7} 及び療養手当の合計額を控除した金額。

- ※1 認定疾病とは、認定申請を行うことにより、機構から、石綿を吸入することによりかかった旨の認定を受けた疾病をいいます。
- ※2 医療費の給付の対象となるものは、医療費を参照してください。
- ※3 石綿健康被害医療手帳が交付されるまでの間は、指定疾病にかかる医療費の自己負担分は、機構に請求することとなります。
- また、手帳交付後は、通常保健医療機関等に石綿健康被害医療手帳を提示することにより、窓口での自己負担分は、医療機関から機構へ請求することとなります。
- ※4 療養手当の支給は毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれの前月及び前々月分をまとめて支給します。
- ※5 法施行とは、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（平成18年3月27日）を指します。
- ※6 ご遺族の範囲並びに優先順位については、遺族の範囲を参照してください。【→18頁参照】
- ※7 石綿健康被害医療手帳を提示することにより支給された医療費を含みます。

れていることだろうと思われる。



療養中の場合の認定申請

「石綿による健康被害救済給付の概要」は、前頁の表に掲げたとおりである。

2006年3月27日の新法施行時点で療養中またはその後に発症した場合と、法施行前に死亡した場合とに大別することができ、環境再生保全機構も、「現在療養中の方へ」と「法施行前に亡くなられた方へ」と、2種類の「救済給付の手引き」のダイジェスト版を用意して、各々該当するものを渡している。

【認定申請】

「現在療養中の方」は、何をあいても、「日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫または肺がん）にかかった旨の認定」を受ける必要がある。生前に認定の申請が行われていなければ、死亡した後になってからでは、救済給付は一切支給されないことになるからである。

また、後述するように、療養手当の請求手続も同時に行っておく必要がある。現に療養中の被害者が速やかに行わなければならないのは、認定申請と療養手当の請求の二つの手続である。

認定申請に必要な書類は、以下のとおり。

認定申請書（手続様式第1号）

申請者：日本国内において石綿を吸入することにより中皮腫または肺がんにかかった者

申請期限：上記の者の生存中

添付書類：

- (1) 申請者の戸籍の抄本若しくは戸籍記載事項証明書（手続様式第2号かそれと同等の内容を含む戸籍記載事項証明書に書によるものとされる）又は住民票の写し（外国人にあつては、旅券、外国人登録証明書その他の身分を証する書類の写し）
- (2) 認定の申請にかかる疾病についての医師の診断書その他の資料
- (3) 認定の申請にかかる疾病が気管支又は肺の悪性新生物であるときは、石綿を吸入する

ことにより当該疾病にかかったことを証明することができる資料

【判定様式等】

(2)(3)については、環境省の施行通知（環保企発第060313003号）で、以下のような診断書、意見書の様式が用意され、その下に記載したの(1)(2)のように指示されている。

- ① 診断書（中皮腫用）（判定様式第1号）
- ② 診断書（石綿を原因とする肺がん用）（判定様式第2号）
- ③ 石綿が原因であることの根拠に関する報告書（石綿を原因とする肺がん用）（判定様式第3号）
- ④ 病理組織診断書（判定様式第4号）
- ⑤ 細胞診報告書（判定様式第5号）
- ⑥ 石綿計測結果報告書（判定様式第6号）

- (1) 中皮腫の場合には、判定様式第1号に、中皮腫の確定診断の根拠となったフィルム、画像、検査結果書、診断書、報告書等を添付。この場合において、病理組織診断書を添付する場合には、判定様式第4号またはそれと同等の内容を含むものにより、細胞診報告書を添付する場合は、判定様式第5号またはそれと同等の内容を含むものによるものとする。
- (2) 肺がんの場合には、判定様式第2号に、肺がんの確定診断及び石綿が原因であることの根拠となったフィルム、画像、検査結果書、診断書、報告書等を添付。この場合において、石綿計測結果報告書を添付する場合は、判定様式第6号またはそれと同等の内容を含むものによるものとする。

※ 判定様式第3号は、後述の特別遺族弔慰金の請求用とされている。



認定申請のトラブル

これらの指示が、現場でのトラブルを引き起こしている。

「確定診断または石綿が原因であることの根拠

判定様式第2号「診断書(石綿を原因とする肺がん用)」の記入例

判定様式第2号

一記事例一 肺がん		石綿による健康被害の救済に関する法律 認定申請用 診断書(石綿を原因とする肺がん用)	
患者氏名	〇〇〇〇	性別	男
現住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地		
診断名	肺がん(小細胞がん)	カルテ No.	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【診断の詳細】 ※該当する□に印を付した上で、必要事項を記入して下さい。

原発部位	1. 左右の別 <input type="checkbox"/> 右肺 <input checked="" type="checkbox"/> 左肺 2. 分類 <input checked="" type="checkbox"/> 末梢型(肺野型) <input type="checkbox"/> 中樞型(肺門型)	石炭化胸膜 肺がんの発生 平成〇〇年〇〇月〇〇日
組織型	<input type="checkbox"/> 扁平上皮癌 <input type="checkbox"/> 腺癌 <input checked="" type="checkbox"/> 小細胞癌 <input type="checkbox"/> 大細胞癌 <input type="checkbox"/> その他()	
肺がんの確定診断年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	
がんの既往歴の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ・がんの部位() ・がんの発症時期 平成 昭和 年 月	
喫煙歴の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 有り ・喫煙の開始時期 20 才 ・喫煙の終了時期 78 才 ・一日の喫煙本数 20 本/日	
石綿が原因であることの根拠 (医書の判定基準参照)	<input checked="" type="checkbox"/> ①胸部エックス線検査及び胸部CT検査による所見 <input type="checkbox"/> ②肺内石綿小体又は石綿繊維の量 <input type="checkbox"/> ③その他()	
その他の事項	(石綿ばく露の可能性に関する情報があれば、参考のためご記入下さい) 大工自営の職業あり	

【臨床経過】

平成〇〇年〇〇月に、血痰にて発症した。気管支ファイバー下で生検を実施し、肺小細胞がんであると診断した。抗がん剤〇〇を〇回投与で partial remission を得た。しかし、半年後再発したため現在抗がん剤××にて治療中である。

※平成18年3月27日時点における罹患の有無について該当する□に印を付して下さい。(裏面の注釈参照)
 罹患していた
 罹患していたことが否定できない
 罹患していなかった

【肺がんの確定診断の根拠】
 ※肺がんの確定診断の根拠となったものについて□に印を付し、該当するフィルム、画像、検査結果書、診断書、報告書等を添付して下さい(写し可)。

<input checked="" type="checkbox"/> 胸部エックス線フィルム	検査実施年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
<input checked="" type="checkbox"/> 胸部CTフィルム	検査実施年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
<input type="checkbox"/> 胸部HRCフィルム	検査実施年月日	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> その他の画像検査のフィルム等(検査名:)	検査実施年月日	平成 年 月 日
<input checked="" type="checkbox"/> 病理組織診断書	検査実施年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
<input type="checkbox"/> 細胞診報告書	検査実施年月日	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> その他の検査結果書(検査名:)	検査実施年月日	平成 年 月 日

【石綿が原因であることの根拠】
 ※石綿が原因であることの根拠となったものについて□に印を付し、該当事項を記入した上で、該当するフィルム、画像、検査結果書、診断書、報告書等を添付して下さい(写し可)。(上記の資料と同一でも可)

<input checked="" type="checkbox"/> 胸部エックス線フィルム	検査実施年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
<input checked="" type="checkbox"/> 胸部CTフィルム	検査実施年月日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
<input type="checkbox"/> 胸部HRCフィルム	検査実施年月日	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> その他の画像検査のフィルム等(検査名:)	検査実施年月日	平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> 石綿計測結果報告書(判定様式第6号又はそれと同等の内容を含む石綿計測結果報告書を添付して下さい)	検査実施年月日	平成 年 月 日

上記のとおり、診断します。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〒XXX-XXX
 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇病院
 電話 番号 〇〇-XXX-XXXX
 診療担当科名 〇〇科
 医師の氏名 〇 〇 〇 〇 印

と思われるが、すべての添付書類等がそろっていても受け付けるといふ当然の方針にしたようではあるが、前述のとおり現場は混乱している。

判定様式第1号及び第2号の診断書のなかで医師が、「確定診断または石綿が原因であることの根拠」をチェックして必要事項を記載するようになっており、医師が根拠とした項目についてチェックすれば足りるはずなのだが、すべての項目を埋め、かつ提出しなければならぬのかと思われる向きもあるだろう。よいコミュニケーションのもとで医師・医療機関と相談しながら、必要と思われる添付資料のみ用意することができればよいが、そう簡単にはいかない場合も多い。指定の判定様式による診断書への記載を、医師・医療機関に依頼した段階でのトラブルも報告されている。

労災補償手続の場合とは違って、診断書料等はすべて被害者の負担となる。医療機関からは、エックス線写真やCTは貸し出せない、必要な場合

は費用を負担してコピーをと言われ、なおかつ、環境再生保全機構からは、必要最小限のものを特定されずに、すべて添付するように言われた場合の困惑は察してあまりある。

石綿対策全国連が、「確定診断の確認等は環境再生保全機構等が医療機関に問い合わせるなどして行うことを基本として、被害者・家族に過大な負担をかけない措置を講ずること」、「問い合わせ等によっても確認が困難な場合には、明らかな反証が示せない限り、主治医の診断を尊重する原則を確立すること」、「主治医に何かを求める場合には、その理由及び目的を文書で主治医及び申請者に通知すること」等の意見を提出したのもこのようなトラブルを回避するためであったが、これまでのところその趣旨は生かされていない。



認定に係る判定基準

医療現場でほとんど行われていない実態」を指摘、「救済実施機関や医師・医療機関に負担をかけないですむ=現状を変革しないですませる認定基準」と批判している(3月号20頁参照)。

政府・環境省・環境再生保全機構は、被害者に、判定様式の診断書と添付資料の提出を求め、「医師・医療機関の皆様へ—石綿健康被害者の救済へのご協力をお願い」というパンフレットを用意して、言わば座って待っているだけで、救済制度のタテマエと現実の医師・医療機関との狭間で被害者にしわ寄せが押しつけられるという事態を放置するわけにはいかないのである。



療養中被害者への給付

現に療養中の被害者に対する救済給付は、医療費と療養手当の二つである。

【石綿健康被害医療手帳】

認定申請の結果は、機構から、申請者に対して書面で通知され、認定を受けた被害者(被認定者)に対しては、「石綿健康被害医療手帳」が交付されることになる。

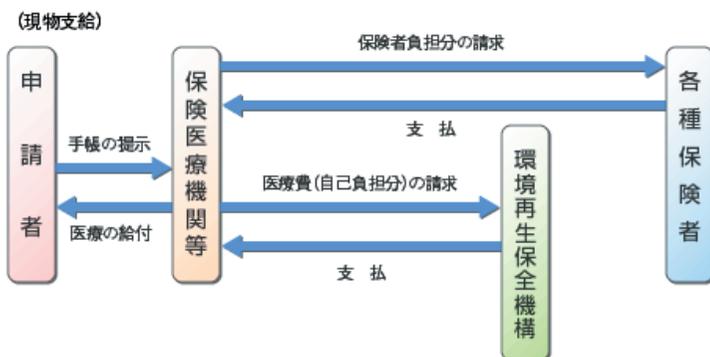
手帳が交付されてからは、被認定者が、石綿健康被害医療手帳を保険医療機関等^{※1}の窓口で提示することにより、認定疾病(これに付随する疾病を含む)に対する医療^{※2}を受けた際に、その自己負担分^{※3}(医療に要した費用の額のうち医療保険等による給付の額を除いた額)が機構から保険医療機関等に支払われる。(現物給付)。

※1 保険医療機関等とは、健康保険法に規定する保険医療機関、保険薬局、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設などをいう。

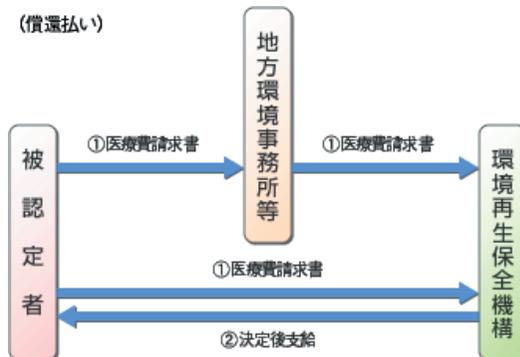
※2 医療とは、次の6つの給付を言う。

ア. 診察

医療費：請求から支給までの流れ



(償還払い)



- イ. 薬剤又は治療材料の支給
- ウ. 医学的処置、手術及びその他の治療
- エ. 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ. 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- カ. 移送

移送とは、寝台自動車等を用いて患者を移すことをいい、患者を診察した医師がその医療上転医、転地が必要であると認めた場合において、入院、転院、転地療養をするのに普通の交通手段では不可能であり、客観的に見てその妥当性が認められるときに行われることを言い、移送に要した費用も救済給付の対象となる。

(「通院費」は対象とされていない。)

※3 自己負担分の割合は、保険の種類により異なる。

【医療費の請求】

認定は、その申請のあった日に遡ってその効力を生ずるが、申請日以降、石綿健康被害医療手帳の交付を受けるまでの間に受けた医療に係る自己負担分については、(手帳の交付を受けた後で) 機構に対して医療費の請求を行って支給を受けることになる(償還払い)。

ただし、自己負担したものであっても室料差額、診断書料、自費検査料等の保険給付対象外の費用は、請求対象外。また、遺伝性疾病、歯科診療、正常分娩に係る産科診療、第三者行為による障害などの、認定疾病以外の医療に要した費用は、支給の対象とはならない。

またこの時、同一月内の同一医療機関毎に自己負担分(医科・入院・外来別に計算し、さらに、診療科毎に計算した自己負担分)が自己負担限度額(一般の場合は月額:72,300円+(医療費総額-241,000円)×1%)を越えているときは、この自己負担限度額について給付され、その越えている部分については、加入している健康保険から高額療養費として支給される(高額療養費の支給については、保険者(健康保険組合等)への手続が必要となる)のでこの部分は請求対象外である。

医療費の対象となる金額

＝自己が支払った金額－健康保険等対象外の費用－高額療養費として支給される金額

医療費：自己負担分

医療費請求書(手続様式第10号)

請求者：被認定者

請求期限：医療費の対象となる費用の支払いを行った日から2年以内

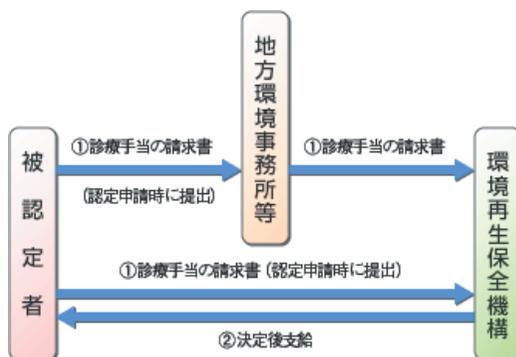
添付書類：

(1) 受診等証明書(手続様式第11号)

(2) 受診等証明書に記載された以外に移送費がある場合は、当該費用の額を証明することができる書類

被認定者が、緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の医療機関等において医

療養手当：請求から支給までの流れ



療を受けた場合等も、同じ請求手続によって医療費(自己負担分)の償還払いを受けることができる。

【療養手当】

療養手当は、医療費以外の入通院に伴う諸経費、日常生活における近親者等による介護に要する費用などを勘案したものと説明され、月を単位として定額(103,870円)支給される。

療養手当の請求は、認定申請後であれば、当該認定前であっても請求することができる一方で、認定の決定がされた際には、療養手当の請求のあった日の翌月分から支給されるので、機構は、「認定申請書を提出する際に療養手当の請求書も提出するようにしてください」と呼びかけている。

療養手当：月額103,870円

療養手当請求書(手続様式第12号)

請求者：被認定者

請求期限：定められていない

添付書類：なし

療養手当は、認定の決定がされた以降に2か月ごとに請求者指定の預貯金口座に振り込まれる。療養手当の支給は、「その請求があった日の属する月の翌月」から「支給すべき事由が消滅した日の属する月」までが給付対象期間で、通常2月、4月、6月、8月、10月及び12月にそれぞれの前月及び前々月の分の2か月分が支給される。



認定の有効期間と更新

認定の有効期間は、中皮腫・肺がんとどちらの場合も、原則として5年であり、認定申請日から起算するものとされている。

被認定者の中皮腫または肺がんが、有効期間の満了前に治る見込みがないときは、認定の更新を申請することができる。認定更新申請をしないで有効期間が満了した場合には、認定の効力がなくなることとなるので、注意が必要である。

認定更新申請は、有効期間の満了日の属する月の6か月前からすることができ、また、災害その他やむを得ない理由により有効期間満了前に申請をすることができなかった場合には、その理由のやんだ日から2か月以内に限り、認定更新申請をすることができる。

認定更新申請書(手続様式第4号)

請求者：被認定者

請求期限：原則として、認定有効期間満了日の6か月前から満了日まで

添付書類：

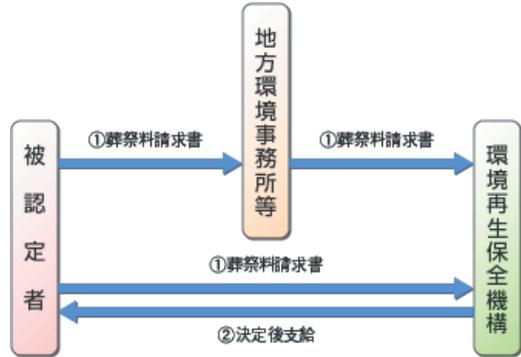
- (1) 認定疾病が有効期間の満了後においても継続することを証明することができる医師の診断書その他の資料

機構は、認定申請に対する判定と同じ手続を経て、認定更新の可否を決定し、申請者に対し書面で通知する。当該指定疾病が有効期間の満了後においても継続する旨の機構の認定更新を受けた者に対しては、新たな石綿健康被害医療手帳が交付される。



療養患者が死亡した場合

療養中の被害者が死亡した場合の救済給付については、給付請求者は当然、被認定者ではなくってくるが、被害者自身が生前に認定申請を行っていないと、以下の救済給付は一切支給されないため、生前に認定申請と療養手当の請求手続を行っておくことが決定的に重要なわけである。



【葬祭料】

葬祭料は、被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき支給されるもので、その額は199,000円である。

葬祭料：199,000円

葬祭料請求書(手続様式第15号)

請求者：葬祭を行う者

請求期限：被認定者が死亡した日の翌日から2年以内

添付書類：

- (1) 被認定者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類
- (2) 請求者が死亡した被認定者について葬祭を行う方であることを明らかにすることができる書類(死体埋火葬許可書の写しまたは葬儀の領収書及び会葬礼状など)

【救済給付調整金】

石綿健康被害救済法の施行日(2006年3月27日)前に指定疾病にかかった被認定者が、当該指定疾病に起因して施行日から起算して2年(2008年3月26日)以内に死亡した場合であって、かつ、被認定者に対してすでに支給された医療費*及び療養手当の額の合計額が、後述の特別遺族弔慰金の額(2,800,000円)に満たないときには、被認定者の遺族の請求に基づき、その差額分が救済給

付調整金として支給される。なお、第三者による交通事故など、認定疾病に起因しない場合は、救済給付調整金は支給されない。

※医療費とは、被認定者が医療手帳を提示することにより、機構が医療機関に対して直接支払った額(医療費の請求参照)を含む。

法施行日以降に指定疾病にかかった者は、死亡日に関わらずすべて、また、法施行前に指定疾病にかかった=法施行日において療養中だった被認定者であっても、2008年3月27日以降に死亡した場合には、差額分があったとしても対象とならないという、きわめて対象が限定された給付である。

救済給付調整金：280万円から既支給の医療費・療養手当の合計額を控除した金額
救済給付調整金請求書(手続様式第17号)

請求者：同一生計にあった遺族のうちの最優先順位者(後述)

請求期限：被認定者が死亡した日の翌日から2年以内

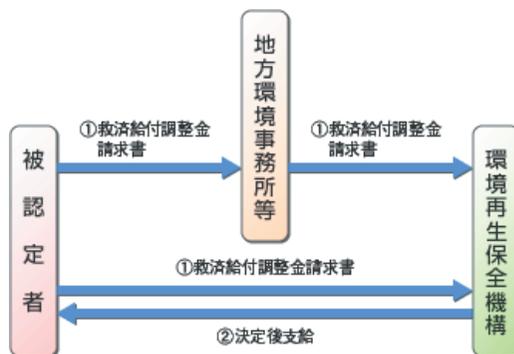
添付書類：

- (1) 被認定者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類
- (2) 請求者と被認定者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
- (3) 請求者が被認定者と婚姻をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったものであるときは、その事実を証明することができる書類(住民票、民生委員の証明書など)
- (4) 請求者が被認定者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類(住民票削除者含む・住民票除票・確定申告の控え・源泉徴収票・保険証の写し・民生委員の証明書など、生計同一であったことが証明できるものなど)

【遺族の範囲と最優先順位者】

遺族とは、死亡した被認定者の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹で、死亡した被認定者の死亡当時に、生計を同じくしていたものであ

救済給付調整金：請求から支給までの流れ



り、その順位はこの記載の順(配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹の順)である。

同順位者が2人以上あるときは、同順位者の1人が行った請求をもって全員が請求したこととなり、その請求者1人に対してした支給は、全員に対して支給したものとみなされる。

配偶者には、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。生計を同じくしていた=生計同一要件については、社会保険関係では通常次のように解されている。

- ① 住民票上同一世帯に属しているとき
- ② 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
- ③ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき
 - ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき
 - イ 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていると認められるとき(死亡した者の配偶者・子の場合には、さらに、定期的に音信、訪問が行われていることが認められ、住所が住民票上異なっているのが、単身赴任、就学または病気療養等のやむを得ない事情によるものであって、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計をひとつにする と認められるとき)

【未支給の医療費・療養手当】

被認定者が死亡した場合において、その死亡した被認定者に支給すべき医療費・療養手当てで未支給のものがあるときには、遺族が機構に対して請求できる。

医療費については、被認定者が死亡する前に請求を行っていなかった場合であっても、遺族が未支給の医療費の支給を受けることができる。

未支給の医療費・療養手当

未支給の給付請求書(手続様式第14号)

請求者：同一生計にあった遺族のうちの最優先順位者(18頁参照)

請求期限：被認定者が死亡した日の翌日から10年以内

添付書類：

- (1) 本人(支給前死亡者)の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- (2) 請求者と本人(支給前死亡者)との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
- (3) 請求者が本人(支給前死亡者)と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった方であるときは、その事実を証明することができる書類(住民票・民生委員の証明書など)
- (4) 請求者が本人(支給前死亡者)の死亡の当時その方と生計を同じくしていたことを証明することができる書類(住民票消除者含む・住民票除票・確定申告の控え・源泉徴収票・保険証の写し・民生委員の証明書等生計同一であったことが証明できるものなど)
- (5) 本人(支給前死亡者)が給付の支給を請求する場合に提出すべきであった書類その他の資料でまだ提出していなかったもの

【申請中死亡者に係る決定】

申請中死亡者に係る決定とは、認定申請者が申請中に死亡した場合に、その死亡した申請者が認定を受けることができる方であったかどうかを、遺族または死亡した申請者の葬祭を行う者の申請に基づき機構が決定するもの。この認定決定を受けな

いと、救済給付の支給を受けることができない。

申請中死亡者に係る認定決定申請書(手続様式第17号)

請求者：遺族または死亡した申請者の葬祭を行う者

請求期限：認定申請者の死亡の日から6か月以内

添付書類：

- (1) 申請中死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者が申請中死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、死亡の当時その方と生計を同じくしていたものであるときは、申請者と申請中死亡者との身分関係を証明することができる書類(戸籍謄本・抄本など)
- (3) 申請者が申請中死亡者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方であるときは、その事実を証明することができる書類(住民票・民生委員の証明書など)
- (4) 申請者が申請中死亡者について葬祭を行う方であるときは、その旨を明らかにすることができる書類(死体埋火葬許可書の写しまたは葬儀の領収書及び会葬礼状など)



施行前死亡者の遺族

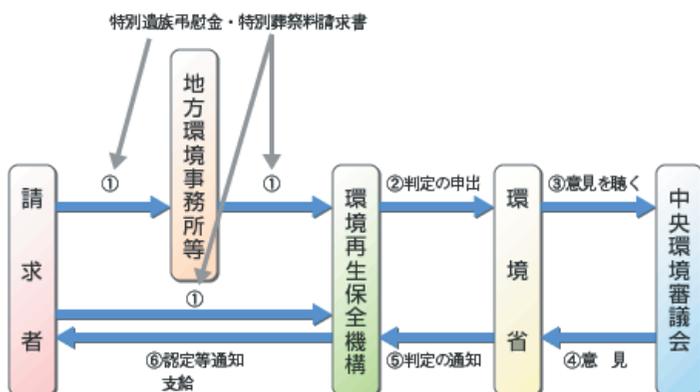
日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病(中皮腫または肺がん)にかかり、当該疾病に起因して、石綿健康被害救済法の施行日前(2006年3月26日以前)に死亡した者に対しては、その請求に基づき、280万円の特別遺族弔慰金及び199,000円の特別葬祭料の合計2,999,000円が支給される。

第三者による交通事故など、認定疾病に起因しない場合は、特別遺族弔慰金・特別葬祭料は支給されない。

法の条文で、後述の特別遺族給付金(労災保険の時効救済)の支給を受けることができる者は除

特集/石綿健康被害補償・救済の手引き

特別遺族弔慰金・特別葬祭料：請求から支給までの流れ



く、と規定されているので、「併給」はされない。

遺族の範囲と優先順位については、18頁で解説したとおりである。

特別遺族弔慰金・特別葬祭料を機構に対し請求できるのは、新法の施行日(2006年3月27日)から3年間(2009年3月26日)なので、現に療養中の場合のように申請・請求を急ぐ必要はないとは言え、過去の死亡被害の掘り起こしは急務である。

特別遺族弔慰金：280万円

特別葬祭料：199,000円

特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書(手続様式第16号)

請求者：遺族または死亡した申請者の葬祭を行う者

請求期限：法施行日から3年以内(2009年3月26日まで)

添付書類：

- (1) 本人(施行前死亡者)の死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書若しくは死体検案書を機構が確認することの同意書(手続様式第16号の2)または請求に係る疾病に起因して死亡したことを証明することができる診療録(カルテ)の写し
- (2) 申請に係る疾病が気管支又は肺の悪性新生物であるときは、当該疾病が石綿の吸入に起因することを証明することができる資料(判

定様式第3号によるものとされる)

- (3) 請求者と本人(施行前死亡者)との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
- (4) 請求者が本人(施行前死亡者)と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類(住民票消除者含む・住民票除票・確定申告の控え・源泉徴収票・保険証の写し・民生委員の証明書など、生計同一であったことが証明できるものなど)
- (5) 請求者が本人(施行前死亡者)の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類(住民票、民生委員の証明書など)



施行前死亡の認定基準

医学的判定(認定)に関して、施行前死亡事例については、環境省施行通達において、療養中事例とは異なる考え方が採用されている。

中皮腫については、以下のアまたはイのいずれかに、「死亡の原因として『中皮腫』の記載がある場合(『良性中皮腫』など、良性疾患である旨明記された場合を除く)」には、「機構は医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができる」。

ア 施行前死亡者)の死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書または死体検案書
イ 請求に係る疾病に起因して死亡したことを証明することができる診療録(カルテ)の写し

肺がんについては、①または②のいずれかに、「死亡の原因として『肺がん』の記載がある」ことに加えて、14頁の「認定の判定基準」記載の①または②の医学的所見が確認できる」ことが必要とされ、後者を確認するために、判定様式第3号による

診断書及び石綿が原因であることの根拠となったフィルム、画像、検査結果書、診断書、報告書等(石綿計測結果報告書を添付する場合は判定様式第6号かそれと同等の内容を含むものによる)を添付することとされている。

なお、死亡原因の確認をアによる場合については、請求者(遺族)が法務局等から交付を受けて記載事項証明書等の添付する必要はなく、機構が確認することの「同意書」(手続様式第16号の2)を添付することとされている。

一見、遺族の負担を軽減、手続を簡素化しているようにも見える。しかし、過去の死亡被害においては、中皮腫が正しく診断されていない事例が多数埋もれているだろうことは、容易に想像できる。そのような被害事例を積極的に掘り起こして救済できるようにする仕組みは確保されていない。むしろ、死亡診断書の記載に「中皮腫」の文字がないという形式論のみで切り捨てられる可能性が高い。

過去の肺がんの死亡で、石綿が原因であることの根拠となった検査結果等が残されている事例は、ほとんどないのではなからうか。そういう検査結果等の資料を示せない遺族の側に責任が転嫁されて、いわば門前払いがまかり通る事態は容認しがたい。

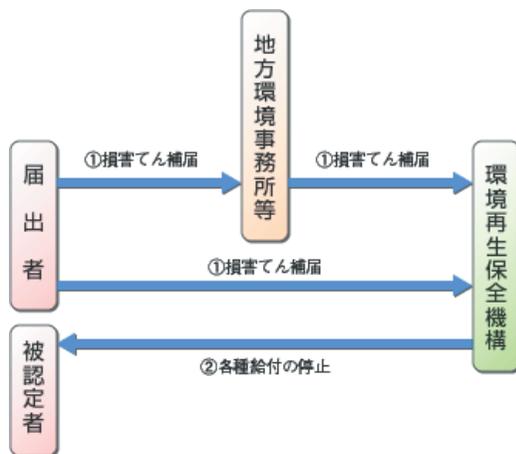
さらに現実には、遺族はアスベストが原因の死亡と確信し、あるいは強い疑いを持っているにも関わらず、死亡原因の診断名を覚えていない、医療機関にもカルテが残されておらず確認できないと言った相談が少なからずある。中皮腫か肺がんのいずれかであることがはっきりしなければ受け付けられないとつっぱねるのか。現実には、9頁で紹介した3月中の受付実績では、疾患名「不明」という項目があるので、受け付けだけはしているようである。



損害賠償との「調整」

石綿健康被害救済法第25条は、「救済給付の免責」として、「救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害のてん補がされた場合においては、機構は、その価額の限度で救済給付を支給する義務を免れる」と規定して

損害てん補届書の流れ



いる。

環境省関係施行規則第19条は、「同一の事由について、損害賠償その他の給付等を受けたことにより損害がてん補された場合は、その受けた損害賠償その他の給付等の額及び内容を機構に届け出なければならない」と定めている。

認定申請書及び特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書には、「石綿健康被害に係る訴訟又は示談の有無」という欄があり、有・無のどちらか、有の場合は1. 係争中、2. 和解、3. 判決確定、4. 示談のいずれかに丸をして、「2・3・4は内容が分かるものの写しを添付してください」とされている。

そして、「損害てん補届」(手続様式第18号)が定められ、環境再生保全機構は、「届出が遅れますと、既に給付された療養手当等を後日返還していただく場合がありますので、速やかに届出を行ってください」と呼びかけている。

損害てん補届(手続様式第18号)

届出者：救済給付を受け又は受けようとする者
で損害のてん補を受けた場合

請求期限：(速やかに)

添付書類：

医療費について損害のてん補を受けた場合において、その額が救済給付の医療費の

額を満たす場合は、医療手帳返還届及び医療手帳を提出。

クボタの社長が、尼崎の旧神崎工場周辺住民被害者に会って「謝罪」し、これまでの200万円の見舞金・弔慰金よりもさらに踏み込んだ「補償」制度を実施するための協議を開始したことは既報のとおりである。

このクボタの対応に対して、「国」が、支払われる金銭が損害賠償であるならば、救済給付は支給しない。損害賠償でないとしたら、税金をかけるという立場を示しているという話が漏れ伝わってきた。マスコミの取材に対して環境省石綿健康被害救済制度準備室は、「クボタが因果関係を認めなくても、損害賠償の意味合いが強ければ給付できないことがあります。提示内容を見て判断する」としているという(3月20日付け読売新聞夕刊)。

言語道断、法律論以前の人権問題ではないかと思う。国が、石綿被害の原因解明のみならず、加害企業の責任追求においても、消極的、それどころか阻害する役割さえ果たしていると言わざるを得ないだろう。

労災保険法等にも損害賠償との調整規定があるため、専門弁護士らから、和解協定や上積み補償協定等では、「蒙った損害のうち、労災保険法、厚生年金保険法、国民年金保険法によりてん補される既払分及び将来分の損害を除くその余の部分に関する見舞金(あるいは補償金)」であることを明記するよう指導されてきた。

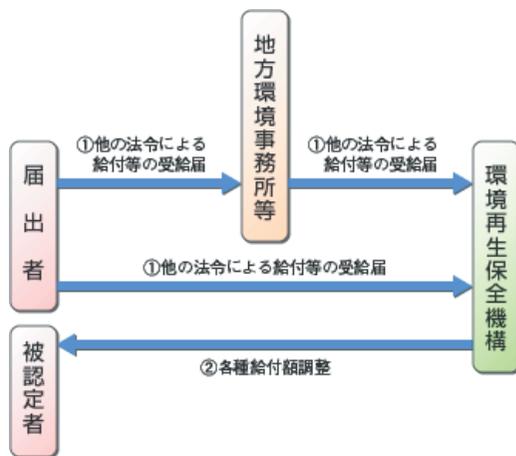
このうち「労災保険法」の部分で「石綿健康被害救済法」と置き換えれば、同法の免責規定に対抗するのに十分であると考えている。



他法令給付との「調整」

石綿健康被害救済法による救済給付は、「日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病(中皮腫・肺がん)にかかった」者すべてに適用される。しかし一方で、以下のような「他の法令による給付との調整」規定も置かれているために、「労災補償の対象とならない者に対する救済給付」と説

他の法令による給付受給届書の流れ



明されているわけである。

石綿健康被害救済法は、第26条で「他の法令による給付との調整についても規定する。

医療給付以外では、施行令第7条で、調整の対象となる他の法律を列挙し、関係省関係施行規則第21条が、調整の対象となる給付を各法律ごとに列挙、調整金額については、施行令第8条と関係省関係施行規則第22条で定めている。

調整の対象となる法律は30以上挙げられており、要はそれらの法律から給付される金額分は、救済給付は支給されなくなる。各種労災補償制度の給付はすべて「調整」の対象にあげられている。

法の条文で支給事由の示されていない療養手当は、医療費以外の入通院に伴う諸経費、日常生活における近親者等による介護に要する費用などを勘案したものと説明され、環境省は労災保険の休業補償と比較すべきものではないと強調してきたが、結局、あらゆる労災補償制度から休業補償給付が支給される場合には、療養手当は支給されないこととなっている。法文上、「同一の事由について行われる給付」というしぼりをかけていても、政省令で好き放題に対象を決めているという格好である。

【労災補償給付との調整】

環境省関係施行規則第20条は、「救済給付を受け、又は受けようとする者は、同一の事由について、労災保険法その他の法令による給付で政令で定めるものが行われるべき場合にあっては、その法令の名称及び給付の種類並びに既に受けたものがあるときはその受けた額を、機構に届け出なければならぬ」と定めている。

認定申請書及び特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書には、「他の法令による石綿健康被害に関する給付」という欄があり、給付の有無(有・無)、申請の状況(申請したが棄却・申請中・申請予定あり・申請予定なし)、種類(労災保険・船員保険・その他)をチェックし、労災保険に請求中の場合には、請求先(労働基準監督署名)、請求時期を記入するようになっている。特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書では、上記の種類に「特別遺族給付金」が加わり、特別遺族給付金を請求中の場合にも、請求先(労働基準監督署名)、請求時期を記入するようになっている。

そして、「他の法令による給付等の受給届」(手続様式第19号)が定められ、環境再生保全機構は、「届出が遅れますと、既に給付された療養手当等を後日返還していただく場合がありますので、速やかに届出を行ってください」と呼びかけている。

他の法令による給付等の受給届(手続様式第19号)

届出者：救済給付を受け又は受けようとする者
で他の法令による給付が行われた場合

請求期限：(速やかに)

添付書類：

他の法令で医療に関する給付を受けることとなった場合において、その額が救済給付の医療費の額を満たす場合は、医療手帳返還届及び医療手帳を提出。

既述のとおり、環境省は国会審議において、救済給付と労災補償給付の「同時請求は可能」と言い続けてきたのであるが、問題は支給決定等がどのようになされるか、である。

同時請求をして、救済給付の方は速やかに支給され、労災補償給付の支給決定がなされた時点

で、「他の法令による給付等の受給届」を提出し、それ以降は救済給付が支給されなくなるという流れになるのであれば理解できなくもない。

しかし、労災補償給付の請求が行われている場合には、その決定がなされるまで救済給付の決定を見送るという対応がなされたり、労災補償給付の支給決定がなされる以前に支給された給付の返還を求められたのではたまらない。

現実には、「労災補償請求の手続をしているが、決定が何か月後になるかわからず、その間の生活が苦しい。せめて決定が出るまでの間だけでも、すぐに新法による救済給付を受けることができないか」という深刻な相談も寄せられているのである。

われわれの問い合わせに対して、機構の担当者から以下のような回答が届いている。

「療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金、特別葬祭料及び救済給付調整金は、労災保険法などによる給付が行われるべき場合には、その限度において支給しないこととしており、他の法令による給付が優先します。また、救済給付を受けた後に他の法令によって給付を受けることとなった場合には、民事的な方法により返還を求めることも法的にはあり得ますが、重篤な疾患にかかっていること等をかんがみ、実際に返還を求めるかどうかは、今後慎重に検討していきたいと考えております」。

【時効救済制度との関係】

救済給付の特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、特別遺族給付金(労災保険の時効救済)の支給を受けることができる者は除く、と規定されているので、両者の「併給」はない。後述する、地方公務員の「時効救済」による給付等は、「他の法令による給付との調整」の対象になる。

【調整が行われない他法令給付】

環境省施行通達で、厚生年金保険法、国民年金法等の規定による年金給付及び児童扶助手当法の規定による児童扶助手当との調整を行わないこととしている、と明記している。

生活保護法による扶助は、他の法律に定めるすべての保護に劣後するものであるから、石綿健康

被害救済法の規定に基づく救済給付の支給の方が優先する。

また、健康保険法の規定に基づく傷病手当金も、政省令にもられていないので、救済給付との調整は行われないものと考えられる。



その他の各種手続

新法施行時に療養中またはその後に発症した被害に関連しては、他に以下のような手続がある。

【氏名等変更届】

氏名等の変更とは、申請（認定申請・認定更新申請）日以降の、氏名、住所の変更をいい、機構に対し変更内容を届け出するための手続である。

氏名等変更届（手続様式第5号）

届出者：被認定者

請求期限：（速やかに）

添付書類：

- (1) 氏名又は住所の変更にかかる事実を証明することができる書類（住民票・謄本・抄本など）
- (2) 医療手帳

【疾病認定治癒届】

認定疾病が治った場合に、機構に対してその旨の連絡するための手続である。

疾病認定治癒届（手続様式第5号）

届出者：被認定者

請求期限：（速やかに）

添付書類：

- (1) 医療手帳返還届
- (2) 医療手帳

【死亡届】

被認定者が死亡した場合に、機構に対してご遺族等よりその旨の連絡をするための手続である。

死亡届（手続様式第7号）

届出者：被認定者の遺族等（戸籍法の規定による届出義務者）

請求期限：（速やかに）

添付書類：

- (1) 医療手帳返還届
- (2) 医療手帳

【医療手帳返還届】

被認定者等が機構に対して医療手帳を返還するための手続で、次に該当する場合は、認定申請者または遺族等の届出義務者が、機構に対し速やかに届出を行うものとされる。

1. 疾病が治ったとき
2. 被認定者が死亡したとき
3. 医療手帳の有効期限が満了したとき
4. 機構から認定の取り消しを受けたとき
5. 医療費について損害のてん填を受け又は他の法令で医療に関する給付を受けることとなった場合において、その額が救済給付の医療費の額を満たす場合

医療手帳返還届（手続様式第9号）

届出者：被認定者等

請求期限：（速やかに）

添付書類：

- (1) 医療手帳

【医療手帳再交付申請】

被認定者に交付した医療手帳が破れたり、汚れたりまたは紛失した場合（紛失の場合は亡失届も必要となる）に医療手帳を再交付するための手続。

医療手帳再交付申請書（手続様式第8号）

届出者：被認定者

添付書類：

- (1) 破れ又は汚した場合は医療手帳
- (2) 紛失の場合は、亡失届（再交付申請書の裏面）

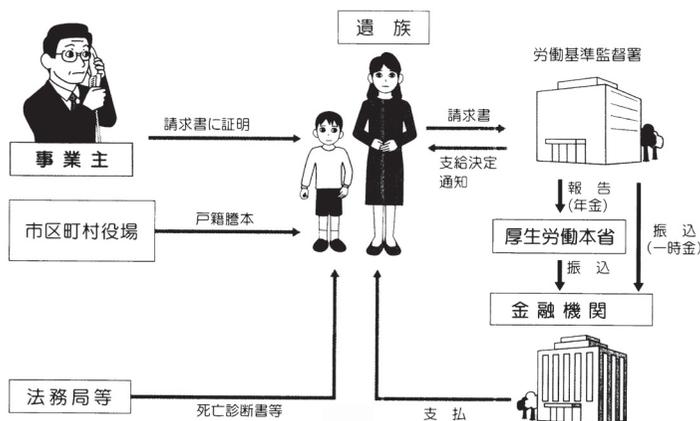
救済給付関係の各種様式の一覧を、次頁に掲げておく。



不服新審査の申立

救済給付関係各種様式一覧

手続様式番号			
	様式名	省令	様式番号
1	認定申請書	第1条	手続様式第1号
2	戸籍記載事項証明書	第1条	手続様式第2号
3	申請中死亡者に係る決定申請書	第3条	手続様式第3号
4	認定更新申請書	第4条	手続様式第4号
5	氏名等変更届	第5条	手続様式第5号
6	認定疾病治ゆ届	第6条	手続様式第6号
7	死亡届	第7条	手続様式第7号
8	石綿健康被害医療手帳の再交付申請書	第8条	手続様式第8号
9	石綿健康被害医療手帳返還届	第9条	手続様式第9号
10	医療費請求書	第12条	手続様式第10号
11	受診等証明書	第12条	手続様式第11号
12	療養手当請求書	第13条	手続様式第12号
13	現況届	第14条	手続様式第13号
14	未支給の医療費等の請求書	第15条	手続様式第14号
15	葬祭料請求書	第16条	手続様式第15号
16	特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求書	第17条	手続様式第16号
16の2	施行前死亡者の死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書又は死体検案書を独立行政法人環境再生保全機構が確認することについて(同意書)	第17条	手続様式第16の2号
17	救済給付調整金請求書	第18条	手続様式第17号
18	損害てん補届	第19条	手続様式第18号
19	他の法令による給付等の受給届	第20条	手続様式第19号
判定様式番号			
	様式名	省令	様式番号
1	診断書(中皮腫用)	第1条	判定様式第1号
2	診断書(石綿を原因とする肺がん用)	第1条	判定様式第2号
3	石綿が原因であることの根拠に関する報告書(石綿を原因とする肺がん用)	第17条	判定様式第3号
4	病理組織診断書		判定様式第4号
5	細胞診報告書		判定様式第5号
6	石綿計測結果報告書		判定様式第6号



救済の対象は、労働者または労災保険特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、指定疾病等^{※1}にかかり、これにより死亡した者（以下「死亡労働者等」という）^{※2}の遺族であって、時効^{※3}により労災保険法に基づく遺族補償給付^{※4}の支給を受ける権利が消滅した者である。

※1 指定疾病等とは

指定疾病等とは、指定疾病である中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物（肺がん）、及び、厚生労働関係施行規則で定められた、石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水、の5疾病のことをいう。

指定疾病等の認定に当たっては、労働基準監督署から医療機関に対し、医学的資料を求めるとされている。

※2 死亡労働者等について

1947(昭和22)年9月1日以降に指定疾病等にかかり、これにより、この法律の施行(2006年(平成18)3月27日)の前日の5年前の日(2001(平成13)年3月26日)までに死亡した者が対象となる。

注) 2001(平成13)年3月27日以降に死亡した労働者等の遺族については、労災保険法に基づく遺族補償給付の対象となるので注意が必要である。遺族補償給付の支給を受ける権利は、※3のとおり、労働者等が亡くなった日の翌日から起算して5年で消滅する。

例えば、2001(平成13)年3月29日に死亡した労働者等に係る遺族補償給付は、2006年3月29日に時効が完成し、受給することができなくなる。つまり、遺族補償給付も特別遺族給付金も受けられないことになってしまう。(次頁図参照)

※3 時効について

遺族補償給付の支給を受ける権利は、労

認定または救済給付の支給に関する処分不服がある場合は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害健康被害補償不服審査会に対して審査請求することができる。同審査会事務局は、環境省総合環境政策局環境保健部企画課公害補償審査室に置かれている(03-3581-3351 内線6707)。

労災保険の時効救済

「救済給付」と並んで、石綿健康被害救済法によって新たにつくられたもうひとつの制度が、労災保険の時効救済である「特別遺族給付金」である。

労災保険法第42条は、「療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、2年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によつて消滅する」と規定している。

新法で救済されるのは、遺族補償給付についてだけで、時効により受給権が消滅したその他の給付については、救済措置がとられないままの「隙間」となっている。

以下、厚生労働省作成のパンフレットの内容も借用しながら、特別遺族給付金制度を解説する。

【救済の対象者】

働者（特別加入者を含む）が死亡した日の翌日から起算して5年以内に請求しない場合には、時効によって消滅する。

※4 労災保険法に基づく遺族補償給付とは

働者（特別加入者を含む）が業務上の事由による負傷または疾病により死亡した場合に、その遺族に対して支給される。

【救済の内容】

特別遺族年金または特別遺族一時金が支給される。

● 特別遺族年金

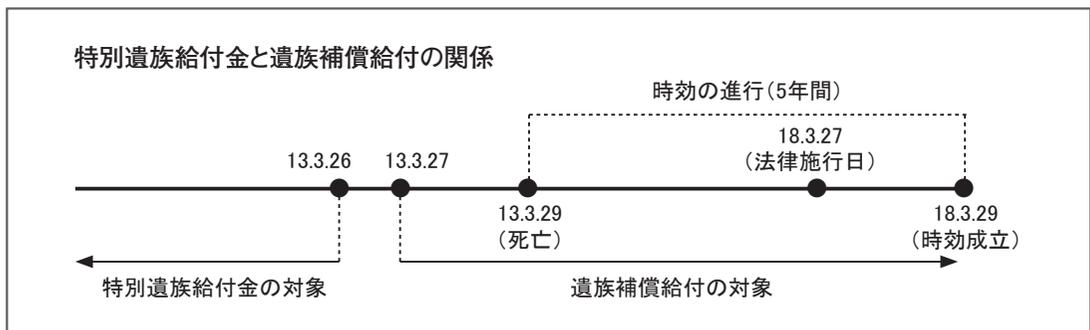
① 受給者

配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって次の要件にいずれにも該当する者。

- I 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと。
- II 妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者については、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイからニまでに該当すること。
 - イ 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、55歳以上であること。
 - ロ 子または孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。
 - ハ 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあることまたは55

歳以上であること。

- ニ イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、祖父母または兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。
- III 死亡労働者等の死亡の時から施行日（2006年3月27日予定）までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。
 - イ 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたこと。
 - ロ 直系血族または直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったこと。
 - ハ 離縁によって、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。
 - ニ 子、孫または兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したこと（死亡労働者等の死亡の時から引き続きIIニの厚生労働省令で定める状態にあるときを除く。）。
 - ホ IIニの厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったこと（夫、父母または祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったとき、子または孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったときを除く。）。



※死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた(生計維持要件)とは、もっぱらまたは主として当該死亡労働者等の収入によって生計を維持されていることを要せず、死亡労働者等の収入によって生計の一部を維持していれば足り、いわゆる共稼ぎの場合もこれに含まれる。

※厚生労働省令で定める障害の状態とは、労災の障害等級第5級以上の身体障害にある状態をいう。

年金を受けるべき者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順である。

② 支給額

支給額は、遺族の人数に応じて以下のとおり。

1人	年240万円
2人	年270万円
3人	年300万円
4人以上	年330万円

※年金は、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されることとされている。したがって、速やかに請求を行う必要がある。

※年金を受ける者が、2人以上いる場合は、その人数で除した額となる。

※同順位の受給権者が2人以上いるときは、そのうちの1人を年金の請求、受領についての代表者とする事となる。

※受給権者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の方が受給権者となる(これを「転給」という。)

なお、転給についても請求が必要となり、請求のあった翌月から次順位者の方に年金が支給される。

● 特別遺族一時金

① 受給者

I 特別遺族一時金は、次の場合に支給される。

イ 施行日(2006年3月27日)において、特別遺族年金の受給権者がいないとき。

ロ 特別遺族年金の受給権者がなくなった

場合で、それまでに支給された特別遺族年金の額が、イの場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額未満のとき。

II 特別遺族一時金を受けることができる遺族の方は、以下のとおり。

イ 配偶者

ロ 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

ハ イ・ロに該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

一時金を受けるべき者の順位は、IIのイ、ロ、ハの順であり、ロ、ハの者のうちにあつては、それぞれロ、ハに記載の順である。

② 支給額

Iイの場合は、1,200万円

Iロの場合は、1,200万円からすでに支給された特別遺族年金の合計額を差し引いた差額が支給される。

【請求期限】

特別遺族年金または特別遺族一時金の請求は、①施行日(2006年3月27日)、②転給の場合については、その転給により受給権者となった時または③27頁の①Iロにより支給する特別遺族一時金については、特別遺族年金の受給権者がなくなった時から3年以内に請求しなければならない。

3年間で、時効救済しなければならない過去の石綿健康被害事例のすべてを掘り起こすことができるかどうか問題である。

【請求手続】

特別遺族年金の場合は、「特別遺族年金支給請求書(様式第4号)」を、特別遺族一時金の場合は、「特別遺族一時金支給請求書(様式第7号)」を所轄の労働基準監督署に提出する。

請求書式には、労災遺族補償給付の請求書と同様に、事業主証明や労働保険番号等を記入する欄があるが、労災手続と同様、事業主の協力が得られない場合には、事業主証明抜きで手続をすすめることが可能と考えてよい。なお、厚生労働省

施行規則で、第17条に「労災保険適用事業主の助力等」、第18条で「労災保険的湯事業主の意見申出」についても労災保険の場合と同様の規定が定められている。



死亡診断書等の取り扱い

厚生労働省施行規則第6条第3項は、請求書に添付すべき書類について、以下のように規定している。

- ① 死亡労働者等に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書または検視調書に記載してある事項についての戸籍法第48条第2項の規定により発行される証明書（当該証明書を取得できない正当な理由があるときはこれに代わる適当な書類）
- ② 請求人及び第1項第2号の遺族（＝請求人以外の受給資格者）と死亡労働者等との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
- ③ 請求人または第1項第2号の遺族が死亡労働者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- ④ 請求人及び第1項第2号の遺族（死亡労働者等の死亡の当時胎児であった子を除く。）が死亡労働者等の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類
- ⑤ 請求人及び第1項第2号の遺族のうち、第3条に規定する障害の状態にあることにより特別遺族年金を受けることができる遺族である者については、その者が死亡労働者等の死亡の時から引き続きその障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
- ⑥ 第1項第2号の遺族のうち、請求人と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類

①を根拠にして、労働基準監督署の窓口において、一律に、新たに死亡労働者等の本籍地を管轄する法務局等から「死亡届等記載事項証明書」

の交付を受けて、添付するよう求めていることが、すでに現場で混乱のもととなっている。

同証明書の交付請求には、死亡労働者等の死亡届出時点の本籍地市町村を管轄する法務局・地方法務局本局の戸籍係あるいは法務局・地方法務局の支局（外国国籍の者の場合は、死亡届を受理した市区町村役場）にする必要がある。

請求には、以下のものが必要とされ、証明書を即日交付できない場合もあるので、後日郵送による交付をしてもらうためには、請求の際に、宛名を書いて切手を貼った返信用封筒を提出するよう求められる。

- ① 請求人の本人確認ができる証明書（運転免許証、健康保険証等）
- ② 死亡者の死亡事項の記載のある戸籍謄本等及び請求人と本人の親族関係がわかる戸籍謄本等
- ③ 請求人の印鑑

アスベスト健康被害ホットラインに寄せられた話を聞いていても、法務局等は概して親切な対応はしていない模様である。まず医療期間等に頼んでみるのが先と追い返された。遠方の法務局にまで出向いたものの、必要な書類を知らなかったので手続ができなかった等々。（法務局に、石綿健康被害救済法関係手続に対する協力依頼が徹底されているとは到底いえないようである。）

労働基準監督署の方では、手元に残っていた死亡届等の写しではダメと言われた、監督所長名で押印した「関係市区町村・法務局長」宛ての「死亡届等記載事項証明書交付の依頼について」という文書を渡されて、とにかくこれをもって交付を受けて持ってくるように言われた、等々、窓口対応の不親切さに対する怒りが訴えられている。ちなみに、戸籍謄本は、施行日（2006年3月27日）以降の日付で証明されたものを提出するよう求められている。

すでにみたとおり、救済給付の特別遺族弔意金等の請求手続においては、「診療録（カルテ）の写し」でも可とされているだけではなく、請求人が法務局等に手続をするのではなく、環境再生保全機構が法務局等に確認することの「同意書」を添付すればよいこととされている。

同じ法律に基づく二つの救済制度の間で、なぜこのように対応が異なってしまうのか。縦割り行政丸出しの実態なのである。早急に是正させなければならぬ課題のひとつだろう。



損賠・他法令との「調整」

【救済給付との調整】

救済給付の特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、特別遺族給付金(労災保険の時効救済)の支給を受けることができる者は除く、と規定されているので、両者の「併給」はない。

【損害賠償との調整】

死亡労働者等の遺族が、特別遺族給付金の支給を受けるべきときに、同一の事由により労災保険適用事業主から損害賠償を受けた場合には、厚生労働大臣が別に定める基準により、その価格の限度で特別遺族給付金の支給をしないことができるものとされ、また、労災保険適用事業主から損害賠償を受けた場合には、当該遺族は、「事業主責任災害損害賠償受領届」(様式第10号)を遅滞なく労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。

「厚生労働大臣が別に定める基準」は、3月28日付けで厚生労働省告示第160号として示されている(54頁参照)。

【他法令による給付との調整】

特別遺族給付金に関しては、他の法令による給付との「調整」の規定はないので、行われない。

労災保険の遺族補償年金の場合には、同一の事由について、厚生年金保険法及び国民年金保険法の規定に基づく遺族年金が併給される場合においては、労災遺族補償年金に0.80~0.88の調整率を乗じた額に減額して支給されるという「調整」規定がある。

これと比べて今回の時効救済措置は遺族にとって有利であると言えると同時に、特別遺族年金の支給額を下回る低額労災補償年金の実例が放置

されているという問題と同様に、制度間の不整合性をあらためて浮き彫りにもしている。

なお、特別遺族給付金関係で、ここでふれなかった事項については、厚生労働関係係施行通達(49頁)も参照していただきたい。



地方公務員の時効救済

パブリックコメント手続における、「労災保険制度以外の労災補償制度等において、時効によって補償を受ける権利が消滅している事例の救済措置も講ずべきである」という石綿対策全国連の意見に対する回答は、一切なされなかった(3月号60頁参照)。しかし、労災保険以外の労災補償制度においても、時効救済の措置がとられつつあることが明らかになっている。

【時効救済の「官民格差」】

地方公務員に関しては、2月10日付けで、総務省自治行政局公務員部長名で地方公務員災害補償基金宛てに通知が出され、それに基づいて同基金から基金の各支部長に取り扱いが指示されている(56頁参照)。

地方公務員災害補償法第63条は、「補償を受ける権利は、2年間(障害補償及び遺族補償については、5年間)行なわないときは、時効によつて消滅する」と規定している。

総務省の通知は、一定の要件を満たす石綿健康被害事例について、「同条に定める補償を受ける権利にかかる時効利益を放棄するものとする」と指示しているのである。すなわち、時効を適用しないということである。

われわれは一貫して、「アスベスト被害に関わる労災補償については、時効を適用しないこと」を要求してきた。地方公務員について、一片の通知でできることが、なぜ労災保険についてできないのか、この「官民格差」に憤りを感じざるを得ない。もちろん、怒りの矛先は、厚生労働省であり、首尾一貫した時効救済措置を確立しない政府に対してのものである。地方公務員の場合と同様に、「時効の利益を放棄」すれば、前述した、労災補償と時

効救済との不整合も生じないのである。

【地方公務員の時効救済の内容】

地方公務員の場合の時効救済の対象となる一定の要件とは、以下を満たす「遺族補償給付の時効期間が満了した事案」ということである。

- ① 新法施行日(2006年3月27日)において、時効期間が満了していること
- ② 傷病が、指定疾病等であること(中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物(肺がん)、石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水、の5疾病)
- ③ 請求した日が、法第59条第5項に規定する請求期間内(2009年3月26日以前)であること

遺族補償年金の支給は、請求した日から5年間遡及するとどめるものとし、請求した日の属する月の5年前の応答する月の分から支給するものとする。労災保険の時効救済(特別遺族年金)は、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されることとされ、遡及は一切ない。

遺族補償の受給権者に対する福祉事業については、これを支給するものとし、支給する額は以下のとおりとする。この点も、労災保険の時効救済では、無視されている。

- ① 遺族特別支給金及び遺族特別援護金
支給すべき事由の生じた日(職員が死亡した日)における年度に適用されるべき額を支給するものとする。
- ② 遺族特別給付金、奨学援護金及び就労保育援護金
請求した日の属する月の5年前の応答する月の分から支給するものとし、それぞれの年度に適用されるべき額を支給するものとする。

【救済給付との調整】

時効を適用せずに、地方公務員災害補償法の規定に基づく遺族補償給付として支給され、これは救済給付の調整対象給付に含まれているので、「調整」されることになると思われる。



旧国鉄職員の時効救済

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構・国鉄清算事業本部は、3月13日付けで、そのホームページに、旧国鉄職員の石綿健康被害に係る時効救済措置を公表した。

その内容は、以下のとおりである。

① 基本的な考え方

現行規程上、旧国鉄職員が、業務上、石綿に曝露したことにより健康被害を受けた場合は、国鉄清算事業本部における業務災害補償の対象となりますが、石綿による疾患については、潜伏期間が長いこと、石綿と疾患の関連性に医者も本人も気づかないこと等他の疾患にはない特別の事情により、時効により申請の機会を逸したまま亡くなられた方々のご遺族に対して新たな救済措置を講ずることになりました。

② 対象となる方

指定疾病等(注)により死亡された旧国鉄職員のご遺族であって、時効により遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅された方が対象となります。

(注)指定疾病等とは…

「石綿を原因とする中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水」を指します。

③ 給付内容

一 特別殉職年金

基本給の6か月分

最低保障 1,962,500円

二 特別遺族一時金

平均賃金または標準報酬の1,700日分

最低保障 1,800万円

なお、現行の「殉職年金」及び「遺族補償一時金」と同額になっています。

④ 受給者の範囲

配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、給付される要件に該当される場合とします。

⑤ 請求期限

平成18年3月27日から3年を経過するまでとし、平成21年3月26日が請求期限となります。

⑥ 特別殉職年金の支給の始期及び終期

支給の請求をした月の翌月から起算して4年を経過したときから権利消滅の月まで支給されます。

⑦ 特別殉職年金の受給権の消滅

その権利を有するご遺族が死亡された等の場合に消滅します。

お問い合わせ先

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援
機構国鉄清算事業本部 管理部職員課

TEL 03-3506-2327

国鉄清算事業本部では、「昭和62年3月31日以前に係る業務災害補償規程」を策定しているが、これを2006年3月13日付けで改正して、上記の時効救済措置を定めたものであった。

「支給の請求をした月の翌月から起算して4年を経過したときから」という文章が意味不明であったが、同規程によると、「(特別)遺族一時金」は、労災保険でいえば遺族補償給付前払一時金と同じ性格を持つもので、最初に「特別遺族一時金」を支給した後、4年間は「(特別)殉職年金」の支給はとめられ、4年経過後からは「(特別)殉職年金」が支給されることになるということである。

「特別殉職年金」の額は、基本給の6か月分とされているが、現行の「殉職年金」と同額で、扶養家族があるときは1人につき36,000円（そのうち2人までは1人につき72,000円）が加給される。

元もとの制度上の相違を別にすると、時効に係らない現行労災補償と同水準という意味では、労災保険の時効救済（特別遺族給付金）よりも優れていると言えるが、過去分に遡及しない等の点では、地方公務員の時効救済よりも劣っている。基本的には、労災保険の時効救済にならったものと言えるだろう。

国鉄清算事業本部がこのような制度創設に踏みきったのには、すでに20名を超える石綿健康被害の業務災害認定者が出ている上に、時効事例も現にあり、また、関係労働組合の働きかけもあったこと等によるものとみられる。



旧専売職員の時効救済

日本たばこ産業(JT)は、3月末になってそのホームページ上に、以下のような、旧専売公社職員の石綿健康被害に係る時効救済措置を公表した。

現在、旧日本専売公社職員について、日本専売公社時代の業務が原因で発生したと認められる傷病については、従前の日本専売公社の業務災害補償制度に従い当社において補償しております。

今回、石綿に関する疾病に関しては、潜伏期間が長いなどの特別の事情があり、また今般国において、石綿による健康被害の救済に関する法律が制定されたことに鑑み、日本専売公社時代の業務に起因する指定疾病等（※）により死亡された旧日本専売公社職員のご遺族であって、日本専売公社の業務災害補償制度に定める時効期間が経過し遺族補償の給付を受ける権利が消滅された方に対し、平成18年3月27日からの3年間のお申し出に限り、以下のとおり新たな救済措置を設けることとしました。

※指定疾病等とは、石綿を原因とする中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水となります。

1. 対象となる方

日本専売公社時代の業務上の石綿暴露に起因する指定疾病等により死亡された旧専売公社職員のご遺族であって、時効により遺族補償の給付を受ける権利が消滅された方

2. 給付内容

特別遺族年金：原則年240万円（最低補償額1,200万円）

なお、特別遺族年金の対象とならないご遺族には一時金を支給します。

3. 対象となるご遺族の範囲

配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、給付対象要件に該当する方

4. 請求期限

平成18年3月27日から平成21年3月26日までの

3年間を請求期限とします。

5. お問い合わせ先

〒105-8422東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
日本たばこ産業株式会社 人事部労災担当
電話 03-3582-3111(代表)

3月31日付けの徳島新聞は、66頁掲載のような記事を掲載している。実は、そこで紹介されている時効事例の件（昨年12月実施のホットラインで徳島労働安全衛生センターに寄せられた相談）で、29日にJT本社の担当者が徳島に遺族に会いに来るという日程が決まっており、それに合わせて時効救済措置が公表されたものと思われる。

時効救済の内容は、やはり、労災保険の時効救済ならったものと言える。

旧専売公社職員の石綿健康被害の相談は、今回のホットラインでも寄せられているが、業務災害として認定された事例はまだない。

「国鉄清算事業本部昭和62年3月31日以前に係る業務災害補償規程」に当たる文書等も本稿執筆時点では入手できていない。

旧三公社関係で残るは旧電電公社であり、労災補償の実施機関は日本電信電話（NTT）であるが、石綿健康被害の時効救済措置を講じているか否かについての情報は入手していない。おそらく、少なくとも具体的事例が出てくれば、同等以上の措置はとらなければならないことになるものと考えられる。



船員保険の労災補償

船員保険法では、第5条で時効について以下のように規定されている。

「保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ徴収シ又ハ其ノ還付ヲ受クル権利及入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費、移送費、傷病手当金、家族移送費、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、失業等給付、介護料、行方不明手当金、葬祭料、家族葬奈料又ハ第27条ノ4ノ規定ニ依ル給付ヲ受クル権利ハ2年

ヲ経過シタルトキ其ノ他ノ保険給付ヲ受クル権利ハ5年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス」。

労災保険法や地方公務員災害補償保険法とは規定の仕方が異なっており、死亡したのが5年より前であったとしても、5年間分は遡及して請求することができるようになってきているというわけである。

厚生労働省保健局保険課及び社会保険庁医療保険課船員保険指導係にも確認したところ、今回新たな救済措置はとっておらず、特別の指示も出してはいないとのことである。内容的には、地方公務員の場合の救済措置の5年間遡及と同様の内容ということになるのか。

遺族年金の額は、最終標準報酬月額ノ5.5月分+被扶養の子1人1.2月、2人1.9月、3人以上2.7月、ニ相当スル金額とされている。



国家公務員の労災補償

国家公務員災害補償法第28条は、「補償を受ける権利は、2年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間）行わないときは、時効によつて消滅する」と規定している。

また、会計法第31条第1項は、「金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする」と定めている。債務者は、（時効が完成した後で）時効利益を放棄することができ（第146条）、また、時効を援用するか否かを選択できる（第145条）とする民法の適用を排除して、国は、時効利益を放棄することができず、時効を援用するまでもなく期間経過により絶対的に時効消滅するという趣旨であると説明されている。

しかし他方で、国家公務員災害補償法第8条は、「職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合においては、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者がこの法律によつて権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない」と定め、第28条も前記引用に続けて、「ただし、補償を受けるべき者が、この期間経過後その補償を請求した場合において、実施機関が第8条の規定

により、補償を受けるべき者に通知をしたこと又は自己の責めに帰すべき事由以外の事由によつて通知をすることができなかつたことを立証できない場合には、この限りでない」と規定している。

したがって、第28条ただし書きの通知がなされない等の場合には、補償を受ける権利は時効消滅しない—俗に「時効が適用されない」とされている。石綿健康被害に関する取り扱いについても、関係労働組合からの問い合わせに対してそのように回答していると聞いているところである。



時効救済の「官民格差」

繰り返しになるが、われわれは一貫して、「アスベスト被害に関わる労災補償については、時効を適用しないこと」を要求してきた。

これまでにみてきたなかでは、国家公務員災害補償法の仕組みがベストである。

地方自治法第236条は、会計法第31条と同様の規定を置いているが、これは地方公務員災害補償制度には適用されず、民法の原則に戻って債務者としての判断で、5年間遡及に限定したものではあるが、時効利益を放棄した。船員保険法は、あらかじめ5年間は遡及して遺族補償給付を受けることのできる仕組みとなっている。

労災保険の時効救済（特別遺族給付金）は、明らかにこれよりも劣っており、旧三公社関係はこの最低の労災保険の時効救済に足並みをそろえたという構図である。

しかも、パブリックコメント手続で石綿対策全国連が提出した意見に対しては何ら回答も示さず、筆者が確認したところでは、労災保険の担当部署は他の制度の時効救済措置について承知していなかった。縦割り行政を放置したままでは、アスベスト健康被害の「隙間なく公正な補償」を実現することはできないことを、時効救済の「官民格差」があらためて明らかにしている。

労災保険の新たな対応

労災保険に関しては、クボタ・ショック以降、以下

の通達が発出されていることが、新たな動きである。

①「石綿による疾病に係る事務処理の迅速化等について」（2005年7月27日付け補償課長通達—2005年11月号52頁参照）

ア 事業場を転々としていたり、退職後相当期間経過し事業場が廃止された場合で、石綿曝露の蓋然性の高い一定の作業に従事していた場合には、事業主・同僚労働者等からの確認ができなくとも請求人の主張等に基づいて、石綿曝露作業従事歴の事実認定を行うことができるものとした。

ロ 石綿による疾病に係る請求書については、提出を受けた労働基準監督署が所轄署であるか否かを問うことなく受付を行うこととした。

②「中皮腫の診療のための通院費の支給について」（2005年10月31日付け補償課長通達—2005年11月号53頁参照）

中皮腫の診療のための通院費の支給について、原則として、通院距離に係る制限を撤廃した。

③「石綿による疾病の認定基準について」（2006年2月9日付け労働基準局長通達—58頁参照）
労災認定基準を改正した。



改正労災認定基準

改正された労災認定基準について、簡単にふれておきたい。

【中皮腫の労災認定基準】

これまでの中皮腫の労災認定基準は、実務的には、以下の3要件を満たすことであった。

- ① 中皮腫の確定診断
- ② 石綿曝露の医学的所見（胸膜プラークまたは肺内石綿小体・石綿繊維）
- ③ 石綿曝露作業従事歴（原則として1年以上）または石綿肺の所見

改正労災認定基準の最大の眼目は、②の要件が撤廃され、①及び②の要件を満たせばよいこととなったことである。

【肺がんの労災認定基準】

これまでの肺がんの労災認定基準は、以下の3要件を満たすことであった。

- ① 肺がんの確定診断
- ② 石綿曝露の医学的所見（胸膜プラークまたは肺内石綿小体・石綿繊維）
- ③ 石綿曝露作業従事歴（10年以上）または石綿肺の所見

この内容に変更はない。改正点といえるのは、②の要件のうちの石綿小体・石綿繊維について、以下の数値基準を満たせば、③の石綿曝露作業従事歴が10年未満であっても業務上と認定するという道を追加したことである。

- ① 肺内石綿小体が乾燥肺重量1g当たり5,000本以上
- ② 肺内石綿繊維が乾燥肺重量1g当たり200万本以上（5 μ 超。2 μ 超の場合は500万本以上）
- ③ 気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上

また、認定基準には明記されなかったが、改正の基礎となった「『石綿による健康被害に係る医学的判断に関する考え方』報告書」論拠を踏まえるならば、アスベストの累積曝露量が25本/ml×年以上であったと認められる場合も、同様に、③の石綿曝露作業従事歴が10年未満であっても業務上と認定されるものと解すべきである。

【その他の疾病の労災認定基準】

石綿肺、良性石綿胸水についての労災認定基準に変更はない。

びまん性胸膜肥厚については、これまでは良性石綿胸水と同様に、「石綿曝露作業の内容及び従事歴、医学的所見、療養の内容等を調査の上、本省に協議すること」とされていたが、改正労災認定基準では、一定の要件を満たす場合には、労働基準監督署において業務上と認定することができることとした。



石綿被害の診断確定日

【療養が必要となった時期】が原則

新たな対応ではないが、アスベストによる健康被害の労災補償の実務上注意が重要な問題として、いつから補償を受けることができるかという問題である。

救済給付を設計した環境省のように、「診断確定日にさかのぼる制度は皆無」というような誤った認識は論外であるが、労働基準監督署の担当者等が間違った解釈をしている場合が少なからずあるようなのである。

業務上疾病の診断確定日（発病年月日）については、負傷に起因する疾病等の災害性疾病の場合とはもかくとして問題となることが多いことから、「一般的には医学上療養を必要とすると認められるに至った時期である」という原則が確立されている。これは、『労災保険 業務災害及び通勤災害認定の理論と実際』等の解説書で明言されており、次のような説明もなされている。

「じん肺に合併した肺結核等のようにその疾病の特殊性から自覚症状がない場合、化学物質による中毒等のようにその疾病が他の私病と誤認されやすい場合があるため、実際の発病時点より後において当該病名の診断がなされることが少なくない。この場合、発病の時期は、後に至って当該業務上疾病であることが診断された日ではなく、現実には療養（医療）が必要となった時期である。」

一般的には、労災補償は、時効期間内に請求手続がなされれば、初診日に遡って受けることができるというわけである。

【じん肺合併症だけ確定診断検査日】

ところが、じん肺及びその合併症についてだけ、以下のような特例的取り扱いがなされている。

「特に問題が多いのは、じん肺症及びじん肺の合併症の場合である。じん肺症については、じん肺法第4条第2項に規定するじん肺管理区分が管理4に至った日が発病時期であり、また、じん肺の合併症については、医学上療養を要すると認められる時期が発病時期であると考えてよいが、これらの疾病はいずれも徐々に進行するため、発病の時期を事実上特定し得ない。したがって、じん肺症及びじん肺の合併症については、次の日に発病したもの

とみなすこととされている（昭和53年4月28日付け基発第250号）。

- ① じん肺症については、じん肺管理区分が管理4であると決定された根拠となった資料が엑스線写真であるときはその撮影の日、肺機能検査の結果であるときはその検査を実施した日またはこれらの両方で確認できるときはそのうちいずれか前の日
- ② じん肺の合併症にかかっていると認められたものについては、その根拠となった結核精密検査（じん肺則第6条）または肺結核以外の合併症に関する検査（じん肺則第7条）を実施した日

このじん肺等だけについての特殊・例外的な取り扱いを、石綿肺以外のアスベスト関連疾患に対してもしている、労働基準監督署、企業、あるいは医師・医療機関等がいまだにあることが、ホットラインに寄せられた相談からも明らかになっている。

あるいは、中皮腫や肺がんの事例なのに、じん肺管理区分申請の手続で翻弄され、結果的に「じん肺ではない」という当然の結論で、本来の中皮腫や肺がんに関する労災認定がなされないまま放置されていたという例も複数ある。

【確定診断した医療機関の前にも遡及】

本誌2004年10月号と2005年5月号でもこの問題を取り上げている。

淀川と羽曳野労働基準監督署が相次いでこの間違いをしたことが問題になったときに、大阪労働局は、「石綿による中皮腫をはじめとする業務上疾病の診断確定日（発病年月日）について、本省と相談した結果、『昭和53年4月28日付け基発第250号によることなく、業務上疾病の一般原則に従って労働基準監督署長が決定すべきである』との回答を得た」として、誤りを正すために事務連絡を發出した。

しかし、この事務連絡でも、「原則として、確定診断をした医療機関の初診日」として、その前の医療機関については一般的には遡及しないが、「（遡及する）余地も否定されない」という書き方をしていた。結果的に、関西労働者安全センターの抗議によってこの事務連絡は撤回されたが、このとき同センターが全国の都道府県労働局の担当者に電話

で問い合わせたところ、かなりの担当者が問題を正しく理解していなかった。

全国安全センターの厚生労働省交渉でも、新たに通達を出して周知徹底すべきという要求に対して、機会をとりえて周知するようにするという態度に終始。そのツケがいまわってきているのではないかと懸念される。あらためて周知徹底が必要だ。

なお、新法による救済給付が、アスベスト健康被害の発病・診断をめぐるこのような問題にまったく配慮していないことも指摘しておきたい。



労災請求は8倍に

環境省が、3月中の新法による救済給付の受け付け状況を直ちに公表しているのに対して、厚生労働省の方は、時効救済（特別遺族給付）の3月中の受け付け状況については4月中に公表する予定であるようではあるが、昨夏のクボタ・ショック以降の労災請求の受付・認定の状況をいまだに公表しようとしていない。

朝日新聞の独自調査によると、2005年度中（原則として2月末時点）の石綿関連疾患による労災請求件数は、回答のなかった岐阜、沖縄を除いて約1,582件—兵庫228件、大阪216件、東京約150件、神奈川139件など、青森の1件が最低、前年度は0件が15件以上あった一、2004年度分も回答があった36県で見ると前年度の8倍にのぼっている。急増はクボタ・ショック後のことと思われる。（全国安全センターが情報公開法に基づき開示させた資料によると、2003年度の請求件数は77件。2004年度分は開示請求手続中。）

一方、労災認定件数は、2005年度368件、公表されている2004年度186件（中皮腫128件・肺がん58件）と比べて2倍程度にとどまり、かなりの数が調査中ということになっているようだ。

いずれにしろ、時効救済も出そろい、新法による救済給付とともに制度が動き出したいまこそ、アスベスト健康被害の掘り起こしと、真に「隙間なく公正」な補償・救済の実現に向けた取り組みを強化していきたい。



環境省施行通知

環保企発第060313003号

平成18年3月13日

独立行政法人環境再生保全機構

理事長 田中健次殿

環境省総合環境政策局環境保健部長
滝澤秀次郎

石綿による健康被害の救済に 関する法律の施行 (救済給付の支給関係の 施行)について(通知)

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「法」という。)が、平成18年2月10日に公布され、第1章(総則)、第2章第2節第1款(基金等)等については公布日より、救済給付の支給に係る部分については平成18年3月31日までの間において政令で定める日より、第2章第2節第2款(一般拠出金)、第3款(特別拠出金)等については平成19年4月1日より施行されることとなった。

また、これを受けて、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行期日を定める政令(平成18年政令第36号)、石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成18年政令第37号。以下「令」という。)及び環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成18年環境省令第3号。以下「規則」という。)が、平成18年3月10日に公布され、平成18年3月27日より施行されることとなった。

本制度は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とするものであり、貴職におかれては、被害者及びその遺族の迅速な救済を図る観点から、下記の事項に十分御留意の上、制度の運用に遺憾なきを期されたく、格段の御協力をお願い

する。

記

第1 法制定の趣旨

石綿を原因とする中皮腫及び石綿を原因とする気管支又は肺の悪性新生物(以下「肺がん」という。)については、

- ① 石綿のばく露から30年から40年という非常に長い期間を経て発症すること、また、石綿そのものが戦後の我が国社会において広範かつ大量に使用されてきたことから、健康被害を受けた者がどこでどのように石綿にばく露したかを明らかにすることは難しく、したがって健康被害に係る個々の原因者を特定することが極めて困難であること、
- ② 一旦発症した場合には、多くの者が1、2年で亡くなることが実態である。現在発症している方が石綿にばく露したと想定される30年から40年前には、このような重篤な疾病を発症するかもしれないことは一般に知られておらず、知らないままにばく露し、自らに非がないにもかかわらず、何ら補償も受けられないまま亡くなるという状況にあることから、民事責任等を離れて迅速な救済を図るべき特殊性がみられる。

本制度は、こうした石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、事業者、国及び地方公共団体が全体で費用負担を行い、迅速かつ安定した救済を実現しようとするものであること。

第2 一般的事項

- 1 本制度は、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、民事上の責任とは切り離して、事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により被害者の迅速な救済を図ろうとするものであるから、この趣旨を十分理解の上、法の迅速かつ

適切な施行に努力されたいこと。

- 2 救済給付に係る申請等の受付、認定、支給等は、法に基づき、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が行うこととされていることから、貴職におかれては業務の円滑かつ迅速な遂行に努めるとともに、被害者又はその遺族等からの相談に適切に応えられる体制を整備するように努力されたいこと。
- 3 法による救済措置の円滑な実施を図るためには、医療関係者及び関係医療機関等の協力に期待するところが極めて大であるので、医療関係者及び関係医療機関等に対する制度の周知徹底に配慮するとともに、その協力を得よう努力されたいこと。

第3 指定疾病

- 1 指定疾病は、中皮腫及び気管支又は肺の悪性新生物であること(法第2条第1項)。中皮腫とは主として胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜に発生するものであること。法第2条第1項にいう「その他石綿を吸入することにより発生する疾病であつて政令で定めるもの」に該当する疾病は現時点ではないが、今後、医学的知見やデータの集積を図り、必要に応じ指定疾病の追加を図ることがあり得ること。
- 2 指定疾病に付随する疾病等(以下「続発症」という。)であつて、日常生活に相当の制限が加わり、常に医師の管理による治療が必要であるようなものについては、当該指定疾病と一体のものとして取り扱うものであること。個々の事例において、ある疾病等が続発症であるか否かについては、医学の経験則により相当程度の関連性があるか否かによって判断されるべきであるが、具体的には、中皮腫又は肺がんの続発症としては、次のような疾病等が考えられること。
 - ① 指定疾病の経過中又はその進展により当該指定疾病との関連で発症するもの
 - ・ 中皮腫又は肺がんの遠隔転移、肺がんの癌性胸膜炎、癌性リンパ管症 など
 - ② 指定疾病を母地として細菌感染等の外因

が加わつて発症するもの

- ・ 肺炎、胸膜炎 など
- ③ 指定疾病の治療に伴う副作用や後遺症
 - ・ 薬剤性肺障害、放射線肺炎、術後の肺機能障害 など

第4 救済給付

1 救済給付の種類

救済給付は、医療費、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金、特別葬祭料及び救済給付調整金であること(法第3条)。

2 医療費の支給及び認定等

(1) 認定の仕組み

- ① 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかつた旨の認定は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が行うものであること(法第4条第1項及び第2項)。
- ② 機構は、認定を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出るものとし、環境大臣は、機構から判定の申出があつたときは、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知するものであること(法第10条第1項及び第2項)。
- ③ 機構は、認定を行ったときは、当該認定を受けた者に対し、石綿健康被害医療手帳を交付するものであること(法第4条第3項)。
- ④ 認定は、その申請のあつた日にさかのぼつてその効力を生ずるものであること(法第4条第4項)。

(2) 認定の申請

- ① 認定の申請をしようとする者は、申請書を機構に提出しなければならないものであること(規則第1条第1項)。申請書は、別添の手續様式第1号(以下、「手續様式」及び「判定様式」は、すべて別添のものを指す。)によるものとする。
- ② 申請書には、以下の書類その他の資料を添付しなければならないものであること(規則第1条第2項)。
 - ア 申請者の戸籍の抄本若しくは戸籍記載事

項証明書又は住民票の写し(外国人にあっては、旅券、外国人登録証明書その他の身分を証明する書類の写し)

イ 認定の申請に係る疾病にかかっていることを証明することができる医師の診断書その他の資料

ウ 認定の申請に係る疾病が肺がんであるときは、石綿を吸入することにより当該疾病にかかったことを証明することができる資料

③ ②のアの戸籍記載事項証明書は手続様式第2号又はそれと同等の内容を含む戸籍記載事項証明書によるものとする。

④ 認定の申請に係る疾病が中皮腫である場合における②のイの資料は、判定様式第1号によることとし、これに中皮腫の確定診断の根拠となったフィルム、画像、検査結果書、診断書、報告書等を添付すること。この場合において、病理組織診断書を添付する場合は判定様式第4号又はそれと同等の内容を含むものによるものとし、細胞診報告書を添付する場合は判定様式第5号又はそれと同等の内容を含むものによるものとする。

⑤ 認定の申請に係る疾病が肺がんである場合における②のイ及びウの資料は、判定様式第2号によるものとし、これに肺がんの確定診断及び石綿が原因であることの根拠となったフィルム、画像、検査結果書、診断書、報告書等を添付すること。この場合において、石綿計測結果報告書を添付する場合は判定様式第6号又はそれと同等の内容を含むものによるものとする。

⑥ 認定の申請は、法の施行日の1週間前の日から施行日の前日までの間においても行うことができ、この場合にあつては、施行日に申請があつたとみなされるものであること(法附則第2条)。

(3) 申請中死亡者に係る決定

① 法第5条第1項の決定は、認定の申請をした者で認定を受けずに死亡した者(以下「申請中死亡者」という。)について、その認定の申請の当時において認定を受けることができるものであつた場合に行うものであること。

② 申請中死亡者に係る決定の申請をしようとする

者は、申請書を機構に提出しなければならないものであること(規則第3条第1項)。申請書は、手続様式第3号によるものとする。

③ 申請書には、以下の書類を添付しなければならないものであること(規則第3条第2項)

ア 申請中死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

イ 申請者が申請中死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その申請中死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものであるときは、申請者と申請中死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

ウ 申請者が申請中死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

エ 申請者が申請中死亡者について葬祭を行う者であるときは、その旨を明らかにすることができる書類

④ 申請者と申請中死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本とは、申請者が申請中死亡者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)以外の者であるときは、申請者よりも先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本とする。

⑤ 申請中死亡者に係る決定の申請は、その死亡の日から6月以内に限りすることができるものである(法第5条第2項)ので、認定の申請をしている者が死亡した場合には、その遺族等にこの旨を周知するよう配慮されたいこと。

⑥ 申請中死亡者に係る決定は、その申請をした遺族等に対して行うものであるが、この決定があつたときは、その申請中死亡者は認定の申請の日から死亡の日までの間において認定を受けた者(以下「被認定者」という。)であつたものであること(法第5条第3項)。

(4) 認定に係る医学的判定

認定及び申請中死亡者に係る決定に際して行う石綿を吸入することにより指定疾患にかかった

旨の医学的判定については、以下の考え方により行うものであること。なお、石綿を吸入することにより指定疾病にかかったことを判定するための考え方については、平成18年3月2日付け中央環境審議会答申「石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について（答申）」及び平成18年2月の石綿による健康被害に係る医学的判定に関する検討会報告書「石綿による健康被害に係る医学的判定に関する考え方」を参照されたいこと。

- ① 中皮腫については、そのほとんどが石綿に起因するものと考えられることから、中皮腫の診断の確からしさが担保されれば、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものであること。

なお、中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織学的検査に基づく確定診断がなされることが重要であり、また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、胸膜炎などとの鑑別も必要であること。このため、中皮腫であることの判定に当たっては、病理組織学的検査記録等が求められ、確定診断が適正になされていることの確認が重要であること。

しかしながら、実際の臨床現場においては、例えば、病理組織学的検査が行われていなくても、細胞診でパピニコロウ染色とともに免疫染色などの特殊染色を実施した場合には、その他の胸水の検査データや画像所見等を総合して診断を下すことができる例もあるとされているなど、病理組織学的検査が行われていない事案も少なくないと考えられることから、判定に当たっては、原則として病理組織学的検査による確定診断を求めるものの、病理組織学的検査が行われていない例においては、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾病との鑑別の根拠等を求め、専門家による検討を加えて判定するものであること。

- ② 肺がんについては、原発性肺がんであって、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものであ

ること。

肺がんの発症リスクを2倍に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合とは、国際的にも、25本/ml×年程度のばく露があった場合であると認められており、また、これに該当する医学的所見としては、次のア又はイに該当する場合が考えられること。

ア 胸部エックス線検査又は胸部CT検査により、胸膜プラーク（肥厚斑）が認められ、かつ、胸部エックス線検査でじん肺法（昭和35年法律第30号）第4条第1項に定める第1型以上と同様の肺線維化所見（いわゆる不整形陰影）があつて胸部CT検査においても肺線維化所見が認められること。

イ 肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上（乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体若しくは200万本以上（5 μ m超。2 μ m超の場合は500万本以上）の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml当たり5本以上の石綿小体）認められること。

なお、アでいう「じん肺法（昭和35年法律第30号）第4条第1項に定める第1型以上と同様の肺線維化所見」とは、あくまでも画像上の所見であり、じん肺法において「石綿肺」と診断することは異なるものであること。

(5) 認定の有効期間

- ① 認定は、有効期間内に限りその効力を有するものであり（法第6条第1項）、認定の有効期間は、中皮腫及び肺がんについてそれぞれ5年であること（令第1条）。
- ② 機構は、石綿健康被害医療手帳に有効期限として有効期間の満了日を記載するものとする。
- ③ 認定の有効期間は、認定の申請のあった日から起算するものとする。
- ④ 法第6条第2項の規定により別に認定の有効期間を定めたときは、認定の通知を行う際に併せてこの旨を通知するものとし、石綿健康被害医療手帳の有効期限の記載は、この別に定めるところによるものであること。

(6) 認定の更新

- ① 認定の更新は、被認定者の当該認定に係る指定疾病(以下「認定疾病」という。)が有効期間の満了前に治る見込みがないときに、その申請に基づき行うものであり(法第7条第1項及び第2項)、その申請は当該認定の有効期間の満了日の属する月の6月前からすることができるものであること(規則第4条第3項)。
- ② 認定の更新の申請をすることができる者が、災害その他やむを得ない理由により当該認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、その者は、その理由のやんだ日から2月以内に限り、当該認定の更新を申請することができるものであること(法第8条第1項)。
- ③ 機構は、申請があつた場合において、当該申請に係る指定疾病がその後においても継続すると認めるときは、当該申請に係る認定を更新することとし、更新された認定は、更新前の認定の有効期間の満了日の翌日にさかのぼつてその効力を生ずるものであること(法第8条第2項)。
- ④ 認定の更新の申請をしようとする者は、申請書を機構に提出しなければならないものであること(規則第4条第1項)。申請書は、手続様式第4号によるものとする。
- ⑤ 申請書には、以下の書類を添付しなければならないものとする。
ア 認定疾病が有効期間の満了後においても継続することを証明することができる医師の診断書その他の資料
- ⑥ 認定の更新の申請を行わないで認定の有効期間が満了したときは、当該認定は、その効力がなくなることとなるので、申請漏れ等により当該認定の更新を受けるべき者が資格を失うことのないよう被認定者に対し認定の更新時期について周知徹底を図るよう配慮されたいこと。
- ⑦ 認定の更新がされた場合の有効期間については、更新がされた認定は、前の認定の有効期間の満了する日の翌日から起算して5年間に限り効力を有するものであること(法第7条第3項及び第8条第3項、令第1条)。
- ⑧ 認定の更新に当たつても、当初の認定と同様、別に当該認定の有効期間を定めることがで

きるものであること(法第7条第3項及び第8条第3項)

(7) 石綿健康被害医療手帳

- ① 機構は、認定を行ったときは、被認定者に対し石綿健康被害医療手帳を交付するものであること(法第4条第3項)。
ただし、法第5条第1項の決定により被認定者であつたものとみなされる者には、石綿健康被害医療手帳は交付されないものであること。
- ② 石綿健康被害医療手帳は、規則第2条に定める様式第1によるものであること。
なお、当該様式中、交付年月日の欄には機構が被認定者に当該手帳を発行した日を記載するものとし、有効期限の欄には認定の有効期間の満了日を記載するものとする。
- ③ 認定に当たり続発症が考慮された場合にあっては、環境大臣による医学的判定の結果の通知に基づき、機構は認定疾病の名称の欄に続発症の名称についても付記するものとする。
- ④ 認定の更新を行ったときは、機構は新たな石綿健康被害医療手帳を交付するものであること(規則第4条第4項)。
- ⑤ 石綿健康被害医療手帳を破り、汚し、又は失つたときは、被認定者は機構に再交付を申請することができるものであること(規則第8条)。申請書は手続様式第8号によるものとする。石綿健康被害医療手帳を破り、又は汚した場合には当該石綿健康被害医療手帳を、失つた場合には亡失届を、併せて提出しなければならないものであること(規則第8条第3項)。亡失届の様式は、手続様式第8号の裏面によるものとする。
被認定者は、石綿健康被害医療手帳の再交付を受けた後、失つた石綿健康被害医療手帳を発見したときは、速やかに、再交付された石綿健康被害医療手帳返還届に添えて、機構に返還しなければならないものであること(規則第8条第4項)。石綿健康被害医療手帳返還届は、手続様式第9号によるものとする。
- ⑥ 次の場合には、被認定者又は戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡の届出義務者が、速やかに、石綿健康被害医療手帳を石綿健康

被害医療手帳返還届に添えて、機構に返還しなければならないものであること(規則第9条)。

- ア 認定疾病が治ったとき。
- イ 死亡したとき。
- ウ 認定の有効期間が満了したとき。
- エ 機構から認定の取消しを受けたとき。
- オ 被認定者に対し、同一の事由について、損害賠償その他の給付等を受けたことにより損害がてん補された場合において、その受けた損害賠償その他の給付等のうち医療費に相当する部分の額が、本制度により支給される医療費の額を満たすものであるとき。
- カ 被認定者に対し、認定疾病について、健康保険法(大正11年法律第70号)等以外の法令(条例を含む。)の規定により医療に関する給付が行われるべき場合において、その給付の額が、本制度により支給される医療費の額を満たすものであるとき。

3 医療費

- (1) 機構は、石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者が、その認定に係る指定疾病について保険医療機関等から医療を受けたときは、その者に対し、その請求に基づき、医療費を支給するものであること(法第4条第1項、第11条)。
- (2) 被認定者が、石綿健康被害医療手帳を提示して、認定疾病につき保険医療機関等から医療を受けた場合においては、機構は、医療費として当該被認定者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該被認定者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができるものであること。その場合においては、当該被認定者に対し、医療費の支給があったものとみなすものであること(法第13条第1項及び第2項)。
- (3) 支給の対象となる医療は、①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③医学的処置、手術及びその他の治療、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世

話その他の看護、⑥移送であること(法第11条)。ここでいう移送とは、寝台自動車等を用いて患者を移すことをいい、患者を診察した医師がその医療上転医又は転地が必要であると認めた場合において、入院、転院又は転地療養するのに普通の交通手段では不可能であり、客観的に見てその妥当性が認められるときに行われるものであること。

- (4) 医療費は、被認定者が、その認定疾病について医療を受けた場合に支給されるものであるが、中皮腫及び肺がんそのものに対する医療のほか、その続発症について医療を受けた場合も支給の対象とされるものであること。

なお、認定疾病とは関連性のない次のような疾病等について医療を受けた場合は、対象とはならないものとする。

- ① 先天性疾患、遺伝性疾患
- ② 歯科診療、正常分娩に係る産科診療
- ③ 他者の犯罪行為等第三者行為による傷害
- ④ 交通事故、労働災害、天災等の不慮の事故等他に原因が明らかである疾病等

- (5) 被認定者ができるだけ自由に医療機関を選択でき、円滑に医療を受けることができるようにするという見地から、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局のほか、次の機関においても石綿健康被害医療手帳を提示して医療を受けることができるものであること(規則第10条)。

- ① 健康保険法第86条第1項第1号に規定する特定承認保険医療機関
- ② 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- ③ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条第1項に規定する指定医療機関
- ④ 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設及び同法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型施設
- ⑤ 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第7条第8項に規定する訪問看護を行う者に限る。)

ただし、これらの開設者が診療報酬の請求及

び支払に関し、法第13条第1項に規定する方式によらない旨を機構に申し出たときは、この限りでないこと(法第11条)。

- (6) 機構が被認定者に支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額から、認定疾病につき、健康保険法等の規定により被認定者が受け、又は受けることができた医療に関する給付の額を除いた額(いわゆる自己負担額)であること(法第12条第1項)。

なお、自由診療が行われた場合であっても、救済給付の医療費は、健康保険の診療報酬の例に倣って医療に要した費用の額を計算し、その自己負担額として計算される額を支給することとなり、算定された医療に要した費用の額が現に要した費用の額を超えるときは、現に要した費用の額を限度として医療費を支給するものであること(法第12条第2項)。

また、介護保険法の規定による医療に関する給付に係る医療費については、介護保険の介護の方針及び介護給付費の例により請求するものとする。

- (7) 機構は、医療費の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)に定める審査委員会及び特別審査委員会、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会及び同法第45条第6項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織並びに介護保険法第179条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴かなければならないものであること(法第14条第1項、令第3条)。また、機構は、医療費の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することができるものであること(法第14条第2項)。

- (8) 被認定者が保険医療機関等以外の者から医療を受けた場合又は市綿健康被害医療手帳を提示しないで保険医療機関等から医療を受けた場合においては、医療費の支給を請求しようとする者は、請求書を機構に提出しなければならないものであること(規則第12条)。請求書は、

手続様式第10号によるものとする。

- (9) 請求書には、以下の書類を添付しなければならないものとする。

ア 手続様式第11号による受診等証明書

イ 請求しようとする医療費に移送に係るものが含まれる場合は、当該移送に要した費用の額を証明することができる書類

- (10) 医療費の支給の請求の期限は、その請求をすることができるときから2年であること(法第15条第4項)。

- (11) 医療費の支給の請求は、認定の申請がされた後は、当該認定前であってもすることができるものであること(法第17条第1項)。

- (12) 医療費を支給する旨の処分は、その請求のあった日にさかのぼってその効力を生ずるものであること(法第17条第2項)。

4 療養手当

- (1) 療養手当は、入通院に伴う諸経費、日常生活における近親者等による介護に要する費用等を勘案して、月を単位として支給されるものであり、その額は月額103,870円であること(法第16条第1項、令第4条)。

- (2) 療養手当の支給を請求しようとする者は、請求書を機構に提出しなければならないものであること(規則第13条)。請求書は、手続様式第12号によるものとする。

- (3) 療養手当は、請求に基づき、その請求があった日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月までとし、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の六期に、それぞれの前月及び前々月の分を機構が支払うものであること。ただし、前支払期日に支払うべきであった療養手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の療養手当は、その支払期日でない場合であっても、支払うものであること(法第16条第2項及び第3項)。

- (4) 療養手当の支給の請求は、認定の申請がされた後は、当該認定前であってもすることができるものであること(法第17条第1項)。

- (5) 療養手当を支給する旨の処分は、その請求

のあった日にさかのぼってその効力を生ずるものであること(法第17条第2項)。

5 未支給の医療費及び療養手当

(1) 医療費及び療養手当(以下「医療費等」という。)を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき医療費等でまだその者に支給していなかったものがあるときは、その者(以下「支給前死亡者」という。)の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名でその支給を請求し、当該医療費等の支給を受けることができるものであること(法第18条第1項)。なお、医療費については、支給前死亡者が死亡する前に請求を行っていなかった場合であっても、その遺族が未支給の医療費の支給を受けることができるものとする。

(2) 未支給の医療費等の支給を受けることができる者の順位は、支給前死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位であること(法第18条第2項)。同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなすものであること(法第23条第3項)。

(3) 未支給の医療費等の支給を請求しようとする者は、請求書を機構に提出しなければならないものとする(規則第15条第1項)。請求書は、手続様式第14号によるものとする。

(4) 請求書には、以下の書類その他の資料を添付しなければならないものであること(規則第15条第2項)。

ア 支給前死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

イ 請求者と支給前死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

ウ 請求者が支給前死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

エ 請求者が支給前死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

オ 支給前死亡者が医療費等の支給を請求する場合に提出すべきであった書類その他の資料でまだ提出していなかったもの

なお、イについて、請求者と支給前死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本とは、請求者が支給前死亡者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、請求者よりも先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本とすること。

6 葬祭料

(1) 葬祭料は、被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき、支給されるものであり、その額は199,000円であること(法第19条、令第5条)。

(2) 葬祭料の支給を請求しようとする者は、請求書を機構に提出しなければならないものであること(規則第16条第1項)。請求書は、手続様式第15号によるものとする。

(3) 請求書には、以下の書類を添付しなければならないものであること(規則第16条第2項)。

ア 被認定者の死亡の事実及び死亡年月日に認定疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類

イ 請求者が死亡した被認定者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる書類

(4) 当該請求の期限は、被認定者が死亡した時から2年であること(法第19条第2項)。

7 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料

(1) 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料(以下「特別遺族弔慰金等」という。)は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者(以下「施行前死亡者」という。)の遺族(特別遺族

給付金の支給を受けることができる者を除く。) に対し、その請求に基づき、支給されるものであり、特別遺族弔慰金の額は2,800,000円、特別葬祭料の額は199,000円であること(法第20条、令第6条)。

(2) 特別遺族弔慰金等の支給を受けようとする者は、請求書を機構に提出しなければならないものであること(規則第17条第1項)。請求書は、手続様式第16号によるものとする。

(3) 請求書には、以下の書類その他の資料を添付しなければならないものであること(規則第17条第2項)。

ア 施行前死亡者の死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書若しくは死体検案書を機構が確認することの同意書又は請求に係る疾病に起因して死亡したことを証明することができる診療録の写し

イ 申請に係る疾病が肺がんであるときは、当該疾病が石綿の吸入に起因することを証明することができる資料

ウ 請求者と施行前死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

エ 請求者が施行前死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

オ 請求者が施行前死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

なお、ウについて、請求者と施行前死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本とは、請求者が施行前死亡者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、請求者よりも先順位の者の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本とする。

(4) (3) アの同意書の様式は、手続様式第16号の2によるものとする。同意書の提出があった場合は、機構は、施行前死亡者の死亡診断書又は死体検案書を保存する市区町村又は法務

局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局に対し、当該死亡診断書又は死体検案書の記載事項に関する照会を行うものとする。

(5) 申請に係る疾病が肺がんである場合における

(3) イの資料は、判定様式第3号によるものとし、これに石綿が原因であることの根拠となったフィルム、画像、検査結果書、診断書、報告書等を添付すること。この場合において、石綿計測結果報告書を添付する場合は判定様式第6号又はそれと同等の内容を含むものによるものとする。

(6) 当該請求の期限は、施行日から3年であること(法第22条第2項)。

(7) 特別遺族弔慰金等の支給を受けることができる遺族は、施行前死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、施行前死亡者の死亡の当時施行前死亡者と生計を同じくしていたものであり、その順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順であり、同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなすものであること(法第21条)。

(8) 機構は、特別遺族弔慰金等の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、特別遺族弔慰金等を支給するものであり(法第22条第1項)、認定を行おうとするときは、医学的な判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申し出ることができるものであること(法第24条第1項)。

(9) 特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定に際して行う施行前死亡者が石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の医学的判定については、以下の考え方により行うものであること。

① 中皮腫については、中皮腫であったことが客観的に確認できる場合に、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものであること。具体的には、施行前死亡者の死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書若し

くは死体検案書又は請求に係る疾病に起因して死亡したことを証明することができる診療録の写しに、死亡の原因として「中皮腫」の記載がある場合（「良性中皮腫」など、良性疾患である旨明記された場合を除く。）には、石綿を吸入することにより中皮腫にかかり、これに起因して死亡したものと判断できるものであり、この場合には、機構は医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができるものであること。

- ② 肺がんについては、肺がん（原発性肺がん）であることが否定されないものに限る。以下この項において同じ。）であったことが客観的に確認できるとともに、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものであること。具体的には、施行前死亡者に関して市町村長に提出した死亡診断書若しくは死体検案書又は請求に係る疾病に起因して死亡したことを証明することができる診療録の写しに、死亡の原因として「肺がん」の記載があり、2の(4)の②のA又はIに該当する医学的所見が確認できる場合に、石綿を吸入することにより肺がんにかかり、これに起因して死亡したものと判断できるものであること。

8 救済給付調整金

- (1) 救済給付調整金は、被認定者であって制度施行前に指定疾病にかかった者が当該指定疾病に起因して制度施行後2年以内に亡くなった場合において、生前に支給された医療費等の合計額が特別遺族甲慰金の額に満たないときは、その差額分を被認定者の遺族に支給するのであり（法第23条第1項）、機構が、当該遺族の請求に基づき支給するものであること（法第23条第2項）。
- (2) 救済給付調整金の支給を受けようとする者は、請求書を機構に提出しなければならないものであること（規則第18条第1項）。請求書は、手続様式第17号によるものとする。

(3) 請求書には、以下の書類を添付しなければならないものであること（規則第18条第2項）。

- A 被認定者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類
- I 請求者と被認定者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
- ウ 請求者が被認定者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- エ 請求者が被認定者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

(4) 当該請求の期限は、被認定者が死亡した時から2年であること（法第23条第3項）。

(5) 救済給付調整金の支給を受けることができる遺族は、被認定者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、被認定者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものであり、その順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順であり、同順位者が2人以上あるときは、その1人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなすものであること（法第23条第3項）。

9 損害のてん補を受けた場合の救済給付の免責と届出

- (1) 救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、損害のてん補がされた場合においては、機構は、その価額の限度で救済給付を支給する義務を免れるものであること（法第25条）。
- (2) 同一の事由について、損害のてん補がされた被認定者は、その受けた損害賠償その他の給付等の額及び内容を機構に届出なければならないものであること（規則第19条）。届出は、手続様式第18号によるものとする。
- (3) 損害賠償その他の損害のてん補の金額のうち医療費に相当する額が医療費の額を上回る場

合は、被認定者は、石綿健康被害医療手帳を機構に返還しなければならないものである(規則第9条第5号)ので、届出に当たって石綿健康被害医療手帳を添えるものとする。

10 他の法令による給付との調整

(1) 医療費は、被認定者に対し、認定疾病について、健康保険法等(健康保険法、船員保険法(昭和40年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、老人保健法(昭和57年法律第80号)、介護保険法)以外の法令(条例を含む。)の規定により医療に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において支給しないものであること(法第26条第1項)。

ただし、生活保護法による扶助は他の法律に定めるすべての保護に劣後するものであるから、本法による医療費の支給は生活保護法の医療扶助に優先するものとする。

(2) 他の法令による給付が行われるべき場合には、被認定者は、その法令の名称及び給付の種類並びに既に支給を受けたものがあるときはその支給を受けた額を、機構に届け出なければならないものであること(規則第20条)。届出は、手続様式第19号によるものとする。

(3) 他の法令により医療に関する給付が行われるべき場合において、その給付の額が本法による医療費の額を満たすものである場合は、被認定者は、石綿健康被害医療手帳を機構に返還しなければならないものである(規則第9条第6号)ので、届出に当たって石綿健康被害医療手帳を添えるものとする。

(4) 療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金は、これらの支給を受けることができる者に対し、同一の事由について、労災保険法その他の法令による給付(以下「災害給付」という。)が行われるべき場合には、調整基礎額を

① 災害給付が一時金としてのみ行われる場

合には、災害給付に相当する金額、

② ①以外の場合には、法定利率を用いた単利の方法により、将来にわたり支給を受けるべき額の現在価値を求め、その額を当該災害給付に相当する金額

とし、その額の限度において、支給しないものであること(法第26条第2項、令第8条、規則第22条第1項)。

なお、本制度による給付は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)等の規定による年金たる給付及び児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当との調整を行わないこととしているため、災害給付に相当する金額の算定に当たって、当該災害給付とこれらの年金たる給付等との調整関係がある場合には、その調整関係を考慮した上で当該災害給付に相当する金額を算定することとし、これらの年金たる給付等が実質的に支給されることとなるよう配慮するものであること(規則第22条第2項)。

11 各種の届出

(1) 現況の届出

被認定者は、毎年5月1日から31日までの間に、自ら署名し、又は自ら署名することが困難な被認定者にあつては、当該被認定者の代理人が署名した届書を、機構に提出しなければならないものであること(規則第14条第1項)。届書は、手続様式第13号によるものとする。

(2) 氏名等の変更の届出

被認定者は、氏名又は住所を変更したときは、速やかに、機構に届書を提出しなければならないものであること(規則第5条第1項)。届書は、手続様式第5号によるものとする。この場合において、氏名又は住所の変更に係る事実を証明することができる書類及び石綿健康被害医療手帳を添えなければならないものであること(規則第5条第2項)。

(3) 認定疾病が治った場合の届出

被認定者は、認定疾病が治ったときは、速やかに、機構に届書を提出しなければならないものであ

ること(規則第6条)。届書は、手続様式第6号によるものとする。この場合において、届書には、石綿健康被害医療手帳を添えなければならないものであること(規則第9条第1号)。

(4) 死亡の届出

被認定者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、機構に届書を提出しなければならないものであること(規則第7条)。届書は、手続様式第7号によるものとする。この場合において、届書には、石綿健康被害医療手帳を添えなければならないものであること(規則第9条第2号)。

12 処分の通知

- (1) 機構は、認定又は救済給付の支給に関する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を申請者又は請求者に通知しなければならないものであること(規則第23条)。
- (2) 機構は、認定又は救済給付の支給に関する処分を行ったときは、その相手方に対する通知に併せて、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条第1項の規定により、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に機構に異議申立てをすることができる旨の教示を行わなければならないものであること。

13 添付書類の省略等

- (1) 法及び規則の規定により同時に2以上の申請書、請求書又は届書を提出する場合において、1つの申請書、請求書又は届書の添付書類により、他の申請書、請求書又は届書の添付書類に係る事項を明らかにすることができるときは、後者にその旨を記載して、当該書類の添付書類を省略することができるものであること。同一の世帯に属する2人以上の者が同時に申請書、請求書又は届書を提出する場合における他方の申請書、請求書又は届書についても、同様であること(規則第24条第1項)。
- (2) 機構は、特に必要がないと認めるときは、添付書類を省略させることができるものであること(規則第24条第2項)。

14 申請書、請求書又は届書の提出方法について

- (1) 機構に提出する申請書、請求書又は届書は、地方環境事務所を経由して提出することができ、この場合は、地方環境事務所長が受理した時に機構に提出されたものとみなされるものであること(規則第25条)。
- (2) 申請書、請求書又は届書は、郵便又は信書便により提出することができ、この場合は、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)に提出がなされたものとみなされるものであること(規則第26条)。
- (3) 機構は、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区又は環境大臣の指定する者(以下「都道府県等」という。)に対し、認定の申請及び救済給付の請求に係る業務の一部を委託することができるものであり、機構との間で委託契約を結んだ都道府県等においても申請、請求、又は届出の受付を行うことができるものとする(法附則第14条の規定による改正後の独立行政法人環境再生保全機構法(平成15年法律第43号)第10条の2第1項及び第2項)。

15 証明書の様式

保険医療機関等に対する検査をする職員が携帯する証明書は、規則第28条第1項に定める様式第2によるものであること。また、診療を行った者等に対する質問をする職員が携帯する証明書は、規則第28条第2項に定める様式第3によるものであること。

16 迅速な認定に向けた診断等に係る情報提供について

- (1) 中皮腫については、診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織学的検査に基づく確定診断がなされること

が重要であり、石綿による被害者の迅速な救済のため、そのような検査を適切に実施することができる医師及び医療機関において確定診断が行われるよう、医療関係者への情報提供、制度の周知に努められたいこと。

- (2) 肺がんについては、石綿によるものと判断するための医学的所見の一つである肺内石綿小体等の計測は技術的に難しいものであるため、石綿による被害者の迅速な救済を図るための信頼性の高いデータを得るには、一定の設備を備え、かつ、トレーニングを受けたスタッフのいる専門の施設で実施する必要があることについて、医療関係者への周知に努められたいこと。

第5 認定又は救済給付の支給に関する 処分に対する不服申立て

認定又は救済給付の支給に関する処分不服がある者は、公害健康被害補償不服審査会に対して審査請求をすることができるものであり、審査請求に係る公害健康被害補償不服審査会による裁決を経た後でなければ、当該処分取消しの訴えを提起することはできないものであること(法第75条及び法第77条)。

第6 その他

本制度は、施行後5年以内に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものであること(法附則第6条)。

※関係各種様式一覧を25頁に掲載。



厚生労働省施行通達

基発第0317003号
平成18年3月17日

都道府県労働基準局長殿

厚生労働省労働基準局長

石綿による健康被害の救済に 関する法律の施行(「特別遺族給 付金」の支給関係)について

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「法」という。)が平成18年2月10日に、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行期日を定める政令(平成18年政令第36号)及び石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成18年政令第37号。以下「令」という。)が同年3月10日に、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成18年厚生労働省令第89号。以下「規則」という。)が本日公

布され、これらは同月27日より施行されることとなっている。これらの施行に当たっては、下記に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 法の趣旨等

石綿による健康被害については、石綿が長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広く、かつ、大量に使用されてきた結果、多数発生してきている一方で、長期にわたる潜伏期間があって因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという状況があった。

この法は、このような状況の中で、これらの被害者を隙間なく迅速に救済する必要があるとの判断の下、石綿による健康被害者を隙間なく救済するための新たな法的措置を講じるために制定されたものである。

この法に基づく救済措置は、労災保険法等による救済の対象とならない者に対する救済給付の支給と死亡した労働者の遺族で労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者

に対する特別遺族給付金の創設の二つからなっている。後者については、石綿による疾患は長期の潜伏期間があり、石綿と疾患の関連性に本人も気づきにくく、専門的な知識を持った医師が少ないという事情から、本人又はその遺族が労災保険法による保険給付を請求したときは既に消滅時効にかかっているといった場合があることから、特に救済することとし、新たに特別遺族給付金を支給することとしたものである。

2 対象疾病(法第2条第1項及び規則第2条関係)

対象とする疾病は、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物(以下「肺がん」という。)、石綿肺、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚とする。

3 対象者(法第2条第2項及び第59条第1項関係)

死亡労働者等の遺族であって、労災保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したものとす。

「死亡労働者等」とは、労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者又は特別加入者(労災保険法第34条第1項第1号等の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者)であって、石綿にさらされる業務に従事することにより2の対象疾病にかかり、これにより死亡したもの(昭和22年9月1日以降に2の対象疾病にかかり、これにより平成13年3月26日までに死亡した者に限る。)をいう。

4 特別遺族年金

(1) 受給資格者等(法第59条第1項から第3項まで及び第60条並びに規則第3条関係)

ア 受給資格者の範囲

特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(ア) 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと。

(イ) 妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者にあつては、死亡労働者等の死亡の当時において、次の①から④までのいずれかに該当すること。

① 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、55歳以上であること。

② 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

③ 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあることは55歳以上であること。

④ ①から③までの要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第15条で定める障害の状態にあること。

(ウ) 死亡労働者等の死亡の時からこの法律の施行の日(平成18年3月27日。以下「施行日」という。)までの間において、次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。

① 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたこと。

② 直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったこと。

③ 離縁によって、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。

④ 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したこと(死亡労働者等の死亡の時から引き続き(イ)④の障害の状態にあるときを除く。)

⑤ (イ)④の障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったこと(夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること)

後の最初の3月31日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったときを除く。)

イ 順位

配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順とする。

(2) 額(法第59条第3項及び令第9条関係)

受給権者及びその者と生計同じくしている遺族(特別遺族年金の受給資格者に限る。)の数に応じて定める以下の額とする。

1人	240万円
2人	270万円
3人	300万円
4人以上	330万円

(3) 受給権の消滅(法第61条関係)

特別遺族年金を受ける権利は、死亡したとき又は(1)ア(ウ)①から⑤までのいずれかに該当したときは、消滅する。この場合において、同順位者がなく後順位者があるときは、次順位者に特別遺族年金を支給する。

(4) 請求手続等

ア 特別遺族年金の支給請求書等(規則第6条から第8条まで関係)

(ア) 特別遺族年金の支給を受けようとする者((イ)に該当する者を除く。)は、「特別遺族年金支給請求書」(様式第1号)に、死亡診断書等の記載事項証明書、戸籍の謄本又は抄本等を添付して、労働基準監督署長に提出しなければならない。

(イ) 先順位者の死亡等に伴う転給により新たに特別遺族年金の支給を受けようとする者は、「特別遺族年金転給等請求書」(様式第2号)に、戸籍の謄本又は抄本等を添付して、労働基準監督署長に提出しなければならない。

(ウ) 特別遺族年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、そのうち1人を請求及び受領の代表者に選任し、その旨を労働基準監督署長に届け出なければならない。

イ 特別遺族年金証書の交付(規則第11条から第13条まで関係)

(ア) 労働基準監督署長は、特別遺族年金の支

給の決定をするときは、「特別遺族年金証書」(規則様式第1号)を交付しなければならない。

(イ) 特別遺族年金証書を交付された受給権者は、当該年金証書を亡失した際等は再交付を請求することができる。

(ウ) 特別遺族年金証書を交付された受給権者又はその遺族は、特別遺族年金を受ける権利が消滅した際は、遅滞なく、当該年金証書を返納しなければならない。

ウ 特別遺族年金の受給権者の定期報告等(規則第14条から第16条まで関係)

(ア) 特別遺族年金の受給権者は、毎年、「特別遺族年金の受給権者の定期報告書」(様式第3号)に、戸籍の謄本又は抄本等の資料を添付して、提出しなければならない。

(イ) 特別遺族年金の受給権者は、次に掲げる場合には、遅滞なくそれぞれに定める様式により、労働基準監督署長に届け出なければならない。

① 氏名及び住所に変更があった場合並びに払渡を受ける金融機関等を変更しようとする場合(「特別遺族年金の受給権者の住所・氏名、特別遺族年金払渡金融機関等変更届」(様式第4号))

② 受給権が消滅した場合(「特別遺族年金受給権者失権届」(様式第5号))

③ 受給権者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の数に増減が生じた場合(「特別遺族年金額算定基礎変更届」(様式第6号))

5 特別遺族一時金

(1) 受給者等(法第59条第1項及び第2項、第62条並びに第63条関係)

ア 特別遺族一時金は、次の場合に支給するものとする。

(ア) 施行日において、特別遺族年金の受給権者がいないとき。

(イ) 特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合において、それまでに支給された特別遺族年金の額が、1,200万円((ア)の場合に支給され

ることとなる特別遺族一時金の額)未満のとき。

イ 受給者の範囲等

(ア) 配偶者

(イ) 死亡労働者等の死亡時にその収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

(ウ) その他の子、母、孫、祖父母、兄弟姉妹

ウ 順位は、イ(ア)から(ウ)までの順とし、(イ)及び(ウ)についてはそれぞれに掲げる順とする。

(2) 額(法第59条第4項及び令第10条関係)、

ア (1)ア(ア)の場合1,200万円

イ (1)ア(イ)の場合1,200万円からそれまでに支給された特別遺族年金の額を控除した額

(3) 特別遺族一時金の支給請求書等(規則第9条関係)

ア 特別遺族一時金の支給を受けようとする者は、「特別遺族一時金支給請求書」(様式第7号)に、死亡診断書等の記載事項証明書、戸籍の謄本又は抄本等を添付して、労働基準監督署長に提出しなければならない。

イ 特別遺族一時金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、そのうち1人を請求及び受領の代表者に選任し、その旨を労働基準監督署長に届け出なければならない。

6 請求期限(法第59条第5項関係)

特別遺族給付金の支給の請求は、施行日から3年を経過したときはすることができない。また、先順位者の死亡等に伴う転給により後順位者に支給される特別遺族年金にあつては、先順位の遺族の権利が消滅したときから2年以内に請求しなければ、受給できなくなる。

7 未支給の特別遺族給付金等(法第64条関係)

特別遺族給付金については、労災保険法の未支給の保険給付、年金の支給期間、年金の内払、年金の過誤払時の充当、年金の支給停止等及び受給資格の欠格に係る規定等を準用し、同様の取扱とする。ただし、受給権者が請求を行っていない場合の未支給分については準用しない。

(1) 未支給の特別遺族給付金の支給等(規則第

19条関係)

宋支給の特別遺族給付金を請求しようとする者は、「未支給の特別遺族給付金支給請求書」(様式第8号)に、死亡診断書等の記載事項証明書等の資料を添付して、労働基準監督署長に提出しなければならない。

(2) 過誤払による返還金債権への充当(規則第20条関係)

特別遺族年金の受給権者が死亡したためその支給を受ける権利を消滅したにもかかわらず、その後も過誤払が行われた場合において、特別遺族年金又は特別遺族一時金の受給権者が、過誤払による返還金債権に係る債携の弁済をすべき者であるとき等には、その支払金額を過誤払による返還金債権に充当することができる。

(3) 所在不明による支給停止の申請等(規則第21条及び第22条関係)

ア 特別遺族年金の受給権者又は受けることができる遺族は、所在不明者に対する特別遺族年金の支給の停止を申し出ようとするときは、「特別遺族年金支給停止申請書」(様式第9号)を労働基準監督署長に提出することによって行わなければならない。

イ 所在不明者として支給を停止されていた者が支給停止の解除を求めようとするときは、申請書と特別遺族年金証書を労働基準監督署長に提出することによって行わなければならない。

8 損害賠償との調整(法第65条及び規則第23条関係)

死亡労働者等の遺族が、特別遺族給付金の支給を受けるべきときに、同一の事由により労災保険適用事業主から損害賠償を受けた場合には、厚生労働大臣が別に定める基準により、その価格の限度で特別遺族給付金の支給をしないことができる。

また、労災保険適用事業主から損害賠償を受けた場合には、当該遺族は、「事業主責任災害損害賠償受領届」(様式第10号)を遅滞なく労働基準監督署長に提出しなければならない。

9 不正受給者からの費用徴収(法第66条

関係並びに規則第24条及び第25条関係)

偽りその他不正の手段により特別遺族給付金の支給を受けた者からは、その支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。この場合において、事業主が虚偽の報告等をしたことによるときは、事業主は連帯して徴収金を支払うことを求められることがある。

10 労災保険率の算定(法第69条、令第11条から13条まで並びに規則第4条及び第5条関係)

特別遺族給付金の支給に要する費用については、労働保険料から賄うこととし、特別遺族給付金の支給実績を考慮した上で労働保険料の労災保険率を定めることとなる。ただし、個別事業場ごとのメリット制の適用に当たっては、建設の事業、港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業に従事する日雇労働者や転々労働者が中皮腫、肺がん又は石綿肺にかかった場合(港湾貨物取扱業又は港湾荷役業については中皮腫又は肺がんにかかった場合に限る。)の特別遺族給付金の給付実績については、一定の年数要件の下で除外するとともに、特別遺族年金の給付の額の算定は、一定額(1,200万円)とする。

11 報告の徴収等(法第70条から第74条まで並びに規則第26条及び第27条関係)

特別遺族給付金の支給に関して必要があるときは、事業主や遺族等に対して、報告、文書の提出等を求め、また、事業場への立入検査を行うことができることとし、併せて、特別遺族給付金の受給権者が、正当な理由がなくその求めに従わない場合は、その者に対する特別遺族給付金の支給を一時差し止めることができることとする。

なお、事業場への立入検査等の際には、身分を示す証明書(規則様式第2号及び規則様式第3号)を関係人に提示しなければならない。

12 不服申立(法第78条関係)

特別遺族給付金に関する決定についての不服申立てや訴訟に対しては、労災保険法第38条から第40条までが適用される。従って、例えば、特別遺族給付金に関する決定に不服がある場合は、都道府県労働局に置かれる労働者災害補償保険審査官に審査請求を行い、その決定に対して不服がある場合は、労働保険審査会に再審査請求を行うことができる。

13 その他

(1) 給付事務等の分掌(規則第1条関係)

特別遺族給付金の支給事務は、死亡労働者等の働いていた事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長、不正受給者に対する徴収金の徴収等は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が行う二ととする。このほか、事業主等からの報告徴収や特別遺族一時金の一時差止等については、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長が行うことができることとする。

(2) 特別遺族給付金に関する処分の通知等(規則第10条関係)

特別遺族給付金の支給に関する処分を行ったときは、労働基準監督署長は、遅滞なく、文書でその内容を請求人等に通知し、請求人から提出された書類があるときは、遅滞なく返還しなければならない。

(3) 労災保険適用事業主の助力等(規則第17条及び第18条関係)

ア 労災保険適用事業主は、特別遺族年金を受けなければならないときは、速やかに証明しなければならない。

イ 労災保険適用事業主は、自らの事業に係る特別遺族給付金の支給の請求について、労働基準監督署長に意見を申し出ることができる。

14 施行期日等

平成18年3月27日より施行する。ただし、特別遺族年金支給請求書及び特別遺族一時金支給請求書の提出に関する事務については、同年3月20日から開始する。

※関係書式一覧を55頁に掲載。



特別遺族給付金と損害賠償との調整基準

厚生労働省告示第160号
平成18年3月28日

民事損害賠償が行われた際の 特別遺族給付金の支給調整に 関する基準

第一 特別遺族給付金の支給調整の事由となる民事損害賠償の損害項目等

- 一 特別遺族給付金(石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「法」という。)第59条第1項の特別遺族給付金をいう。以下同じ。)の支給調整の事由となる民法(明治29年法律第89号)その他の法律による民事上の損害賠償(以下「民事損害賠償」という。)の損害項目は、死亡労働者等の逸失利益とし、当該逸失利益に対する民事損害賠償の賠償額のうち特別遺族給付金の支給水準(第三に規定する支給調整に係る率をいう。)相当分のみを特別遺族給付金の額との支給調整の対象とする額とする。
- 二 企業内における労働災害に対する補償、示談金、和解金、見舞金等の取扱
 - 1 企業内における労働災害に対する補償については、その制度を定めた労働協約、就業規則その他の規程の文面上特別遺族給付金相当分を含むことが明らかである場合を除き、支給調整を行わない。
 - 2 特別遺族給付金が将来にわたり支給されることを前提としてこれに上積みして支払われる示談金及び和解金については、支給調整を行わない。
 - 3 単なる見舞金等民事損害賠償の性質を持たないものについては、支給調整を行わない。

第二 支給調整が行われる特別遺族給付金の受給権者の範囲

死亡労働者等の逸失利益を損害項目とする民事損害賠償を受けた特別遺族給付金の受給権者について支給調整を行う。ただし、特別遺族年金(法第59条第2項の特別遺族年金をいう。以下同じ。)の受給権者のうち先順位の受給権者が失権した後の後順位の受給権者については、支給調整を行わない。

第三 特別遺族給付金の支給調整の方法

特別遺族給付金は、死亡労働者等の逸失利益に対する民事損害賠償の賠償額に相当する額の範囲で次に掲げる方法により支給調整を行う。

1 特別遺族年金

イ 逸失利益額(確定判決等で明示された逸失利益額とする。2において同じ。)に100分の67を乗じて得た額に達するまで支給を停止する。

ロ イの規定にかかわらず、支給を停止してから次のいずれか短い期間を超えた場合は、支給を停止しないこととする。

(1) 請求があった月の翌月から起算して9年が経過するまでの期間

(2) 請求があった月の翌月から、死亡労働者等の就労可能年齢(死亡労働者等の生存を仮定した場合の就労可能年齢をいい、各年齢ごとに、別表に定める年齢とする。)を超えるに至ったときは、そのを超えるに至ったときまでの期間

2 特別遺族一時金(法第59条第2項の特別遺族一時金をいい、法第62条第2号の場合において支給される特別遺族一時金を除く。)

逸失利益額に100分の67を乗じて得た額に相当する金額について支給調整を行う。



別表

死亡労働者等の死亡年齢(歳)	就労可能年齢	死亡労働者等の死亡年齢(歳)	就労可能年齢	死亡労働者等の死亡年齢(歳)	就労可能年齢
15	67	43	67	71	77
16	67	44	67	72	78
17	67	45	67	73	79
18	67	46	67	74	79
19	67	47	67	75	80
20	67	48	67	76	81
21	67	49	67	77	81
22	67	50	67	78	82
23	67	51	67	79	83
24	67	52	67	80	84
25	67	53	67	81	85
26	67	54	67	82	85
27	67	55	67	83	86
28	67	56	68	84	87
29	67	57	68	85	88
30	67	58	69	86	89
31	67	59	70	87	90
32	67	60	70	88	90
33	67	61	71	89	91
34	67	62	71	90	92
35	67	63	72	91	93
36	67	64	73	92	94
37	67	65	73	93	95
38	67	66	74	94	96
39	67	67	75	95	97
40	67	68	75	96	98
41	67	69	76	97	別記のとおり
42	67	70	76		

(別記)97歳以上の年齢の者の就労可能年齢は、当該年齢に1年を加えた年齢とする。

特別遺族給付金関係書式一覧 (これは厚生労働省告示第160号とは関係ありません)

様式第1号	石綿健康被害救済法 特別遺族年金支給請求書
様式第2号	石綿健康被害救済法 特別遺族年金転給等請求書
様式第3号	石綿健康被害救済法 特別遺族年金の受給権者の定期報告書
様式第4号	石綿健康被害救済法 特別遺族年金の受給権者の住所・氏名 特別遺族年金の払渡金融機関等変更届
様式第5号	石綿健康被害救済法 特別遺族年金受給権者失権届
様式第6号	石綿健康被害救済法 特別遺族年金額算定基礎変更届
様式第7号	石綿健康被害救済法 特別遺族一時金支給請求書
様式第8号	石綿健康被害救済法 未支給の特別遺族給付金支給請求書
様式第9号	石綿健康被害救済法 特別遺族年金支給停止申請書
様式第10号	石綿健康被害救済法 事業主責任災害損害賠償受領届

地方公務員の時効救済措置

総行安第63号
平成18年2月10日
地方公務員災害補償基金理事長殿
総務省自治行政局公務員部長

地方公務員災害補償法 第63条に規定する時効の 取扱いについて(通知)

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「法」という。)が本日公布され、一部の規定を除き平成18年3月31日までの間において政令で定める日から施行されることとなります。

法は、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的としており、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した者に対して、その請求に基づき同法に準じた特別遺族給付金を支給すること等、所要の措置を講じるものです。

地方公務員災害補償制度においても、法の趣旨や石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害により死亡した者の遺族の迅速かつ隙間のない救済を図る必要があることから、地方公務員災害補償法第63条に規定する時効の運用に当たっては、下記のとおり取り扱われたい。

記

- 1 地方公務員災害補償法第63条に規定する遺族補償の時効期間が満了した事案であっても、以下の要件を満たす場合は、同条に定める補償を受ける権利にかかる時効利益を放棄するものとする。
ア 法の施行日において、時効期間が満了していること

- イ 傷病が、法第2条第2項に規定する指定疾病等であること
- ウ 請求した日が、法第59条第5項に規定する請求期間内であること
- 2 遺族補償年金を受ける権利にかかる時効利益は放棄するものの、当該年金の支給は、請求した日から5年間遡及するにとどめるものとする。
- 3 この取扱いは、法の施行日から実施する。



地基金第12号
平成18年3月7日
地方公務員災害補償基金各支部長殿
地方公務員災害補償基金
理事長 杉原正純

石綿による健康被害に かかる公務災害認定請求等の 取扱いについて(通知)

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「法」という。)が平成18年2月10日に公布され、一部の規定を除き平成18年3月27日から施行されることとなります。

法は、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的としており、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した者に対して、その請求に基づき同法に準じた特別遺族給付金を支給すること等、所要の措置を講じるものです。

地方公務員災害補償制度においても、法の趣旨や石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害により死亡した者の遺族の迅速かつ隙間のない救済を図る必要があることから、遺族補償にかかる公務災害認定請求等の取扱いについては、総務省自治行政局公務員部長

通知(平成18年2月10日総行安第63号)の趣旨を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

つきましては、貴支部の所管に属する地方公共団体等へ周知を図られますよう、よろしく申し上げます。

記

- 1 地方公務員災害補償法第63条に規定する遺族補償の時効期間が満了した事案であっても、以下の要件を満たす場合は、同条に定める補償を受ける権利にかかる時効利益を放棄するものとする。
 - ア 平成18年3月27日において、時効期間が満了していること(平成13年3月26日までに死亡した場合であること)
 - イ 傷病が、中皮腫、気管支及び肺の悪性新生物並びにその他厚生労働省令で定める疾病であること(当該厚生労働省令については公布され次第、別途通知)
 - ウ 請求した日が、平成18年3月27日から平成21年2月27日までの間であること
- 2 遺族補償年金の支給は、請求した日から5年間遡及するにとどめるものとし、請求した日の属

する月の5年前の応当する月の分から支給するものとする。

- 3 遺族補償の受給権者に対する福祉事業については、これを支給するものとし、支給する額は以下のとおりとする。

ア 遺族特別支給金及び遺族特別援護金

支給すべき事由の生じた日(職員が死亡した日)における年度に適用されるべき額を支給するものとする。

イ 遺族特別給付金、奨学援護金及び就労保育援護金

請求した日の属する月の5年前の応当する月の分から支給するものとし、それぞれの年度に適用されるべき額を支給するものとする。

- 4 公務上外の認定に当たっては、労働者災害補償保険制度における「石綿による疾病の認定基準について」(平成18年2月9日付け基発第0209001号)に準じて判断することとし、また、認定請求がなされた場合は地方公務員災害補償基金補償課長への連絡が必要であるなど、通常の石綿による疾病事案と同様に取り扱うべきであることに留意すること。



改正労災認定基準

厚生労働省発表

石綿ばく露作業労働者に発症した肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患の業務上外を判断する労災認定基準を、本日2月9日付けで改正するとともに、全国労災補償課長会議において指示した。

改正労災認定基準は、環境省と合同で開催した「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会」から、2月7日付けで提出された報告書を踏まえ作成したものである。

改正労災認定基準は、2月9日以降に決定する請求事案について適用される。

主な改正内容は次のとおりである。

- 1 中皮腫については、これまで石綿肺の所見が得られない者に発症したものは、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維が認められるとの医学的所見を認定の要件としていたが、中皮腫の確定診断等がなされていることの確認ができていれば医学的所見を求めないこととしたこと。
- 2 肺がんについては、これまで石綿肺の所見が得られない者に発症したものは、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維が認められるとの医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あるものを業務上と認定していたが、石綿小体又は、石綿繊維量が一定量以上認められたものは、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくても認定することとした

こと。

- 3 びまん性胸膜肥厚については、これまで全ての事案を本省協議としていたものを、一定のものについて業務上と認定するための基準を示したこと。



基発第0209001号

平成18年2月9日

都道府県労働局労働基準部長殿

厚生労働省労働基準局長

石綿による疾病の 認定基準について

標記については、平成15年9月19日付け基発第0919001号(以下「15年通達」という。)により指示してきたところであるが、今般、「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会」の検討結果を踏まえ、下記のとおり認定基準を改正したので、今後の取扱いに遺漏のないよう万全を期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、15年通達は廃止する。

記

第1 石綿による疾病と石綿ばく露作業

1 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病としては、次のものがある。

- (1) 石綿肺
- (2) 肺がん
- (3) 中皮腫
- (4) 良性石綿胸水
- (5) びまん性胸膜肥厚

2 石綿ばく露作業

石綿ばく露作業とは、次に掲げる作業をいう。

- (1) 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- (2) 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- (3) 次のアからオまでに掲げる石綿製品の製造工程における作業
 - ア 石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
 - イ 石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
 - ウ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット(パッキング)等に用いられる耐熱性石綿製品
 - エ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - オ 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品(電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。)又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- (4) 石綿の吹付け作業
- (5) 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- (6) 石綿製品の切断等の加工作業
- (7) 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- (8) 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- (9) 石綿を不純物として含有する鉱物(タルク(滑石)等)等の取扱い作業
- (10) 上記(1)から(9)までに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業
- (11) 上記(1)から(10)の作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業

第2 石綿による疾病の取扱い

1 石綿肺(石綿肺合併症を含む。)

石綿ばく露作業(前記第1の2の(1)から(11)までに掲げる作業をいう。以下同じ。)に従事しているか又は従事したことのある労働者(以下「石綿ばく露労働者」という。)に発生した疾病であって、じん肺法(昭和35年法律第30号)第4条第2項に規定するじん肺管理区分が管理4に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条第1号から第5号までに掲げる疾病(じん肺管理区分が管理4の者に合併した場合を含む。)は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)別表第1の2(以下「別表第1の2」という。)第5号に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

2 肺がん

(1) 石綿ばく露労働者に発症した原発性肺がんであって、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

ア じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。

イ 次の(ア)又は(イ)の医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あること。ただし、次の(イ)に掲げる医学的所見が得られたもののうち、肺内の石綿小体又は石綿繊維が一定量以上(乾燥肺重量1g当たり5000本以上の石綿小体若しくは200万本以上(5 μ m超。2 μ m超の場合は500万本以上)の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体)認められたものは、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくとも、本要件を満たすものとして取り扱うこと。

(ア) 胸部エックス線検査、胸部CT検査等により、胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)が認められること。

(イ) 肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められること。

(2) 石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たない事案であっても、上記(1)のイの(ア)又は(イ)に掲げる医学的所見が得られているものについては、本省に協議すること。

3 中皮腫

(1) 石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であって、次のア又はイに該当する場合には、別表第1の2第7号7に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

ア じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺の所見が得られていること。

イ 石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること。

(2) 上記(1)に該当しない中皮腫の事案については、本省に協議すること。

4 良性石綿胸水

石綿ばく露労働者に発症した良性石綿胸水については、石綿ばく露作業の内容及び従事歴、医学的所見、療養の内容等を調査の上、本省に協議すること。

5 びまん性胸膜肥厚

(1) 石綿ばく露労働者に発症したびまん性胸膜肥厚であって、次のア及びイのいずれの要件にも該当するものは、別表第1の2第4号8に該当する業務上の疾病として取り扱うこと。

ア 胸部エックス線写真で、肥厚の厚さについては、最も厚いところが5mm以上あり、広がりについては、片側にのみ肥厚がある場合は側胸壁の1/2以上、両側に肥厚がある場合は側胸壁の1/4以上あるものであって、著しい肺機能障害を伴うもの

イ 石綿ばく露作業への従事期間が3年以上あること。

(2) 上記(1)のアの要件に該当するものであって、かつ、イの要件に該当しないびまん性胸膜肥厚の事案については、本省に協議すること。

第3 認定に当たっての留意事項

1 中皮腫について

中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織検査に基づく確定診断がなされることが重要である。また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、結核性胸膜炎、その他の炎症性胸水、などとの鑑別も必要となる。

このため、中皮腫の業務上外の判断に当たっては、病理組織検査記録等を収集し、確定診断がなされているか確認すること。

なお、病理組織検査が行われていない事案については、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾患との鑑別の根拠等を確認すること。

2 びまん性胸膜肥厚について

ア びまん性胸膜肥厚は石綿ばく露に起因するものの他、関節リウマチ等の膠原病に合併したもの、薬剤によるもの、感染によるもの等石綿ばく露と無関係なものもある。

このため、びまん性胸膜肥厚の業務上外の判断に当たっては、その診断根拠となった臨床所見、臨床経過、臨床検査結果等の資料を収集し、石綿によるものとの診断が適正になされていることを確認すること。

イ びまん性胸膜肥厚が業務上疾病として療養の対象となる要件として、上記第2の5の(1)のAで「著しい肺機能障害を伴うこと」としたが、これは、じん肺法第4条でいう「著しい肺機能障害」と同様であること。



アスベスト汚染と健康被害

アスベスト被害は、職場から近隣にまで広がった。
すべてに答える最新情報。

いま、なぜアスベスト問題なのか 森永謙二(産業医学総合研究所)
アスベストとはなにか 神山宣彦(東洋大学)

各国におけるアスベスト被害と規制状況 古谷杉郎(石綿対策全国連絡会議)

アスベストの職業ばく露と環境ばく露 森永謙二(産業医学総合研究所)

中皮腫の診断と治療 三浦溥太郎(横須賀市立うわまち病院)
アスベストの毒性とメカニズム 井内康輝(広島大学)

アスベスト含有建材と測定手法 小西淑人(日本作業環境測定協会)
アスベスト除去・廃棄物処理とばく露防止対策 鈴木裕生(アゼアス)

アスベスト代替品は生体にどんな影響を与えるか 高田礼子(聖マリアンナ医科大学)

アスベストのリスクアセスメント 安達修一(相模女子大学)
「長期で不確実なリスク」にどう対応するか

竹内敬二・安田朋起(朝日新聞)

資料

編著 森永謙二
定価 2,200円+税

発行 日本評論社

〒170-8474

東京都豊島区南大塚3-12-4

TEL (03) 3987-8621

<http://www.nippyo.co.jp>

連載第44回

語りつぎたいこと —日本・アジアの片隅から—

韓国・東一紡績労組の女性執行部

塩沢美代子

韓国の趙和順牧師

2005年の1・2月号に、1973年に私がはじめて近隣アジア諸国を旅し、韓国の紡績工場で、私が夢みていた理想的な労働組合に出会ったことを記した。東一（トンギイル）紡績労働組合とって、従業員約1,300名の85%が女子労働者の紡績・織布工場で、組合役員がすべて女性だった。

85%が女性の職場で、その労組の役員が女性であることは、きわめて自然なことに思われるだろう。しかし日本の全蚕糸労連で長い間オルグしてきた私にとっては、まさに奇跡的な現象だったのである。なぜなら全蚕糸労連の時代に何度も述べたとおり、年少女子労働者が主体の工場では、女性が労働者の権利に目覚めて、労働組合活動の主体となるのは、きわめて

困難だった。この傾向は大手企業の労組ほど強く、日本の大手紡績の労組には、女子労働者に対しては、会社の第二労務課として機能しているのではないかと思うほどだった。

東一紡績の労組も、執行部が女性に変わるまで、同じようなものだったから、かつて記した日本の泉州地区のように、女子労働者の労働条件は、きわめて劣悪だった。

朴大統領が1961年にクーデターで政権をとったとき、朴政権は政府の御用労働組合として“労総”を結成し、それ以外の労働運動をすべて禁止した。それでこの労組も、労総に属する全国繊維労働組合東一紡績支部という位置づけだった。それ以来ずっと男子中心の執行部で運営されてきた。ところが1972年の役員改選で、支部長はじめ役員がすべて女性になったのである。私の目には奇跡と写った労組の体質変化は、偶然に起こったわけではなかつ

た。

70年代ははじめから韓国の牧師たちは、民主化運動とともに、労働者に対するUIM活動を活発に行った。それで仁川(インチョン)工業都市の教会の趙和順(チョーファスン)女性牧師は、実際に労働者の体験をするために、東一紡績に雇ってもらい半年働いたのである。身分を隠したわけではなく、UIMの関係者の労働体験として、宗教活動はしないという約束で期限付きで入社した。クリスチャンが人口の25~30%という国だから、キリスト教団体の社会的地位は高く、こういうことができたのだろう。(因みに日本では人口の1%以下である。)

東一紡績での労働体験

それでも会社の扱いは冷たく、雑役のような3Kの仕事ばかりさせられたようである。しかし寄宿舎で生産現場の労働者とも接しられ、今更のように人権無視の労働実態を肌で感じたという。

工場は24時間稼働で、正月に2日と韓国のメデーに当たる3月10日と、8月15日の光復節(日本の植民地支配から解放されたお祝い)を除いて年間休まず操業していた。

毎朝6時を起点としての3交替だから、最終組は夜10時から朝6時までの深夜業である。

各時間帯とも8時間労働の間に休憩が全くないので、早番は5時朝食、午後2時すぎに昼食、午後番は夜10時すぎに夕食という状態である。各組交代で3週間に一度だけ日曜日が休めるが、A組が休むときは、B組とC組は12時間労働をしなければならない。

詳しく書くときりがないほどの、工場と寄宿舎の苛酷な環境のなかで、チョウ牧師自身も疲労困憊しながら、女子労働者に人間の尊厳を説き、ただ耐えているだけではなく、状況を改善する道筋を語りかけた。労働組合は本来そのためにあるのだから、あなたたちが労働組合の活

動の主体になって、会社と交渉して、人間らしい暮らしにできるように要求すれば、改善していくことができるのだと、説きつづけた。

それは私がかつて製糸工場や泉州地区の紡績や織布工場で、女子労働者に話してきたことと同じような内容だっただろう。しかし一日だけ訪ねてきた者が集会で話すのと、同じ苦しみをもとする暮らしのなかで問いかけられるのとは、比較にならないほど、女子労働者の心に響いたであろう。労組のことに限らず、彼女は多くの人たちの悩みの聴き役にもなり、慰めや励ましを与え、女子労働者たちの心の支えとして信頼されたであろうことは、本人とお会いしている私には、容易に想像できる。

チョー牧師は半年で工場をやめ、仁川の教会の牧師に戻ったが、女子労働者の有志は、教会に行き彼女の指導を受けていた。

確立された女性執行部

こういういきさつがあって、1972年の組合役員改選のさい、一挙に支部長はじめ全員が女性という執行委員会が誕生したのである。私をはじめ訪れて、夢をみているようだと思ったのは、その翌年だった。

1970年に平和市場でチョンテイルが、抗議の焼身自殺をとげたように(2005年6月号参照)、当時の韓国の労働運動に対する弾圧は徹底していた。しかし東一紡績労組は、政府公認の労総に属する全国繊維労組傘下にあり、その仁川工場支部で、選挙により合法的に成立した女性執行部だから、政権も会社も、違法として扱うわけにはいかなかったのである。

そこで執行部は女子労働者の切実な要求を次々と提示して、会社と交渉をはじめた。そこで成果をあげたのは、寄宿舎と作業場の大幅な環境改善だった。それまでスラム街のバラックか家畜小屋のようだった寄宿舎が、コンクリート建てになり、内部の諸設備も改善された。作

業場は、夏は40度を超えむし風呂のような室内に、綿ぼこりがもうもうと舞って息苦しい状態だったが、ファン(換気扇か吸塵装置か扇風機か不明)がとりつけられ、ずいぶんよくなった。

また彼女たちを立ち上がらせるエネルギーのひとつとして、現場の男子管理職への怒りがあった。どんな無理難題でも納得のいかないことでも、絶対服従を強いられてきた。女性執行部になってからは、このような目にあうと、昔のように泣き寝入りせず組合に訴えるから、執行部が会社に抗議するので、会社は意のままに女子労働者をつかうことができなくなった。

二組結成で非合法化

ところが組合がいくら要求してもとげられない切実な問題は、▼毎週日曜日を休日にしてほしい▼それができなくても3週間に2回の日曜日の12時間労働をやめてほしい▼8時間労働の間に食事休憩がほしい▼生理休暇がほしい等であった。30分の食事休憩はみとめられたが、その間も機械の回転は止まらないので、交代で何かを食べるにしても、ミスが多くなるから結局休めないということだった。深夜業廃止は要求項目にはっていないのは、60年代の泉州地区の繊維労働者と同じく、深夜業は不可避なものと思っていたからだろう。

私が全蚕糸労連で働いていたとき、女子組合員の要求に対し、寄宿舎の諸条件は少しずつ改善されたが、生産現場の労働強化は増大し、労研に疲労調査を依頼するほどになったのと似ている。

彼女たちは、こんなきびしい労働に対して、支払われる賃金はあまりにも安いと思い、賃上げも強く要求して、少しずつ実現してきた。

当然のことながら、会社は女性執行部の誕生とその活発な活動を、なんとか抑えこもうと、当初からあらゆる手を打ってきた。

組合活動家に対しては、昇進ストップ、いやな仕事への配転などの差別待遇、一般組合員には強制的な集合をかけ、反組合宣伝を行った。しかし組合員にとっては、女性執行部になってから、寄宿舎がよくなったりなど、いい変化ばかりなので動じなかった。そこで末端管理職の男子を中心に第二組合をつくらせて、女子組合員にアメとムチをつかって加入させようとしたが、それも思うように効果が上がらなかった。そこで上部団体である労総に所属する繊維労働組合に、第二組合を東一紡績仁川支部として公認させた。その結果、同一産業にひとつしか労組をみとめないという朴政権下で、女性執行部の第一組合は違法の組合となってしまった。それで暴力的な弾圧がしやすくなり、会社は労総や地元警察に味方になってもらえる立場になった。

支部長らを連行

1976年7月22日夜10時、午後組と深夜組の交代時間に、午前・午後組の組合員が食堂に集り、当面の労働条件改善要求について討議しはじめた。すると突然電灯が消えた。停電かと思ったが、会社が集会を妨害するために、食堂の電源を切ったからだ。

翌23日は支部長はじめ代議員らが警察に連行された。その間組合員は、工場にも寄宿舎にも出入口に錠がかけられ閉じこめられていた。寄宿舎の窓から飛び下りて組合事務所にかけてつけた者が、はじめて支部長の連行を知り大騒ぎになった。第二組合の男子たちが、集会参加を呼びかけるが、彼女らはそれに応じず、支部長の釈放を要求してストライキにはいった。そこで支部長たちはいったん釈放されたが、その直後ふたたび支部長と書記長が連行された。当時はストライキは違法行為なので、組合員は今度は職場放棄をせず、非番組合員に次々とリレーして24時間の座り込みをつづ

けた。それでも釈放されないので、24日の夜から再びストライキにはいり、第一組合員は全員で座り込みにはいった。

最初の支部長の連行を知ったときから、組合役員はすぐチョー牧師に知らせたので、彼女はかけつけたが警官に阻まれ、門内には入れなかった。上部団体の労総やその傘下の繊維労働組合の役員たちは、座り込みの現場へ来て、第二組合の男子たちとともに、第一組合を脱退し職場復帰するようにおどしたりすかしたりしたが、彼女たちの結束は固く、疲れきった身体で座り込みをつづけた。

抗議ストに警官が介入

二度目のスト突入から24時間たった25日の夜に、なんとしても崩れないで座り込む女性たちに業をにやした警官隊が、ついにゴボウ抜きに突入しようとしたとき、誰かが悲鳴に近い声で叫んだ。“みんな服をぬぎましょう。私たちが裸になれば、男たちは入ってこれないわ”と。せっぱつまったなかで、誰もがこの勇敢な振舞いをためらわなかった。

作業衣をぬぎブラジャーもとりはじめた若い女性たちの姿に、さすがに警官たちも一瞬たじろいだが、“かかれ!”という命令のほうが優先した。

とっさの知恵も通じず裸の群れに踏みこんで来た男たちに、泣き叫びながら慌てて下着を身にまとおうと焦って、抵抗する者はこん棒でなぐられ、半裸のまま警察の車に引きずりこまれた。阿鼻叫喚のなかで、次々と放りこまれる車の前に身を投げて、車の発進を止めようとした女性たちは、力ずくて男たちに排除されるなど、まさに地獄絵図だった。この騒ぎのなかで、50数人が気を失い、72人が連行された。

このショックで精神病院に収容された者が何人かいたらしいが、私が半月くらい後にこの話をきいたとき、まだ2名が入院中だということだっ

た。そのひとは、入院を知ってかけつけたお兄さんを、“警官が来た”とこわがって、寄せつけなかったそうである。

不死鳥のごとく甦る

朴政権下では、女性執行部のひきいる第一組合は、第二組合が労総に公認されてからは、存在そのものが違法となった上に、禁じられていたストライキを決行したのだから、警官による力づくの弾圧は正当な行為だった。会社はこれで第一組合を完全につぶすことができたと思ったに違いない。しかし第一組合は不死鳥のように甦った。それには次のような事情があった。

第二組合がつくられてから、第一・第二ともに、自分の組合の合法性を求める訴えを、労働行政機関に提出した。すると会社所在地の京畿道地方労働機関では、第二組合を合法と認定したが、中央の労働庁では、第一組合を合法とするという、二つの結果がでたのである。そこで会社も一気に第一組合をつぶすことができなかった。そして第一組合の女性たちは、弾圧されればされるほど、結束が強くなって活動をつづけた。女性執行部が生れたときの委員長は結婚退職していたが、次々と後継者がいて、この試練のときは、2代目か3代目の女性委員長だった。

チョー牧師は、この事件のとき工場にかけつけたが、警官に阻まれて門内にはいることもできず、女子組合員と接することはできなかったのに、この争議の扇動者として逮捕され、たいへんな苦しみを味った。

しかし官憲もあまり長期の拘束もできないので、第一組合の役員もチョー牧師もやがて釈放され、これまでどおりの活動がつづいた。そして1年半後に、さらにすさまじい暴力を受け、私も現場にかけつけることになったのである。

沖縄初の中皮腫労災認定

沖縄●出稼ぎ先でアスベスト曝露

1月19日、Nさんに労災認定が下りた。昨年10月に沖縄労働基準監督署に申請後、横浜西労基署に転送され、認定まで4か月。出稼ぎ先の事業所や所轄監督署の確定が難しいケースとしては早い認定だ。しかし、激痛に耐えながら認定を心待ちにしていたNさんは、1月7日に亡くなった(享年75歳)。

Nさんは、昨年2月、沖縄県立中部病院で腸の手術を受けた際、呼吸が苦しくなり検査した結果、悪性胸膜中皮腫と診断された。初めて耳にする病名だったが、姉が労働局からもらってきたパンフレットを見て、「私は労災だ」と確信をもったと言う。翌3月には沖縄労基署に相談に行った。ところがこの時点では、労災は、出稼ぎ先の事業所を管轄する労基省に申請しなければ受理されないことになっており、Nさんは労災申請ができなかった。

Nさんは、20代半ばから30年間、神奈川や東京で、建設関係の解体現場を転々として働いた。高度経済成長期で首都圏は建設ラッシュに沸いていた時期だ。Nさんの手帳を見せてもらうと、解体現場のほとんどが建設関係の下請や孫請であった。Nさんはこの手帳をたよりに、解体

屋の社長に何度も電話し、労災の事業主証明を頼んだ。手紙まで出したが、良い返事は得られなかった。

私たちがNさんを知ったのは、昨年8月21日付の「琉球新報」の記事。その後、10月にアスベスト健康被害相談会(全国労働安全衛生センター連絡会議と沖縄労働安全衛生センター共催(2005年8・9月号90頁参照))が沖縄で開催された折、関西労働者安全センターの片岡明彦さんと一緒に、入院中のNさんを訪ねた。

Nさんが所属する日本キリスト教団石川教会の牧師である村椿さんにも付き添っていただいた。実は、村椿さんのご尽力で、Nさんの窮状が新聞に取り上げられたそうだ。私たちは、Nさんに事業主証明が得られなくとも労災申請できることを説明し、その場で休業補償給付請求書に必要事項を記入し、医事課に医療機関証明をお願いした。そして村椿さんに、その請求書を沖縄労基署に提出するよう託した。

Nさんのように石綿曝露従事歴の事実認定が難しいケースについて、厚生労働省は「石綿による疾病に係る事務処理の迅速化等について(7月27日付)」という通達を出した(2005年11月号52

頁参照)。これは、「石綿取扱い作業等に従事した時点から請求までの期間が長期にわたること等から、最終石綿ばく露事業場が判然としない事例も多く、そのために請求書の受付の段階から事務処理の混乱をきたすことがある。このため、石綿による疾病に係る請求書の受付等について特例の処理を示す」趣旨で出されたものだ。

これにより、請求書の提出を受けた監督署は、「所轄署であるか否かを問うことなく、一旦受付を行い」、調査の結果、「他の監督署が所轄監督署であることが明らかになった場合は請求書を当該他の監督署に回送する」としている。

したがって、沖縄労基署は、この通達直後にNさんに、「沖縄の監督署でも申請できます」と通知できたはずだ。現に、沖縄労働局は、前出の「琉球新報」で、「相談窓口を本格化する以前の案件で配慮に欠けていた面は否めない。添付書類の準備や体調面で困難な部分があれば、きちんとフォローしたい」とコメントしている。だが、そのフォローはされなかった。

村椿さんがNさんの申請書類を提出した後は、概ねこの通達の特例処理扱いでことは進んだ。しかし、もしこの通達が出された時点で沖縄労基署が丁寧に対応していたなら、Nさんは生きているうちに労災認定されたであろう。沖縄労基署の対応の不手際には、大いに反省の余地がある。

明日の命をも知れぬ中皮腫患者を前に、監督署は極力対応を急がねばならないのは自明のことだ。それは通達云々以前の問題であり、アスベスト被害にどう向き合うかという姿勢の問題だと思う。

1月26日、労災認定の通知を受け取ったNさんのご長男は、「父が生存中に認定がおりなかったのは残念だが、父が頑張っ

て労災認定をとったことが、父のように沖縄から出稼ぎに出てアスベスト被害に苦しむ多くの人たちの希望になればいい」と語った。Nさんの事例を教訓に、全ての労働基準監督署は、多くの出稼ぎアスベスト被害者に対し、早急かつ懇切丁寧な対応を



行うことを願う。
(神奈川県労働安全衛生センター
西田隆重)

京の国立がんセンター中央病院を受診し、中皮腫に効果のある治療を受けたいとの願いからでした。しかし、がんセンターの医師は、「中皮腫の診断は確実。完治は難しく、地元で緩和ケア療法を」という意見だった。

4月、富山労働基準監督署に労災申請し、11月に石川県の小松労働基準監督署に移送され、業務上と認定された。

地元紙は、「県内初の石綿労災」として報道。石川県内では石綿による中皮腫として最初の認定となり、石綿水道管の敷設・配管作業での石綿曝露による中皮腫の認定としても先駆けの事例となった。

昨年末、亀戸の事務所で開いた中皮腫患者の集まりに



も、参加していただいた。
(東京労働安全衛生センター)

石川でも初の中皮腫労災認定 石川●水道管の敷設・配管工事で曝露

2005年3月、石川県白山市に在住するTさん(現在64歳)がご家族とともに上京され、相談を受けた。

Tさんは、1962年から70年まで、富山市内にあったN工業に勤めていた。N工業は当時、日本エタニットパイプ社の富山支店(現存せず)から、水道管の敷設・配管工事を請け負っていた。Tさんは、富山県や石川県内の、上水道、簡易水道、農業用水の工事で石綿管の敷設・配管工事の作業に従事し、現場監督もしていた。当時、自治体の水道工事では低コストの石綿管が使用されており、作業事業場に石綿管を切断加工した際、石綿粉じんを吸入したのと考えられる。

昨年11月、体調不良のため県内の病院を受診したところ、胸水が溜まっており、精密検査の結

果、右びまん性悪性胸膜中皮腫と診断された。

Tさんが上京されたのは、東

石綿禍認定求め21年

徳島●JT旧池田工場元職員の遺族

【3月31日付け徳島新聞】

アスベスト(石綿)被害に対する業務災害補償問題で、日本たばこ産業(JT、旧日本専売公社)が受け付けを始めた遺族特別年金などの請求予定者の中には、1985(昭和60)年から業務災害の認定を求めているものの認められなかった旧池田工場(三好市池田町)の元男性職員=86年死亡、当時(58)=の遺族もい

る。石綿被害救済新法に準じたJTの特別措置で交渉の窓口がようやく開かれたが、約20年間も訴えを放置されてきたとも受け取れる石綿被害への対応に、遺族はあらためて怒りと悲しみの声を上げている。

遺族を支援しているNPO法人・徳島労働安全衛生センターによると、男性は41年4月の入社時から79年6月の退職時までの

約40年間、工場内の配管を保温する石綿の交換作業などに従事して石綿を吸引。退職後約4年半の83年12月に呼吸器障害を発症して、84年2月に悪性中皮腫と診断され、発症後約2年2か月の86年1月22日に亡くなった。

中皮腫発症後の84年4月ごろから、男性と家族は「業務が原因で中皮腫になった」としてJTに業務災害の認定を要請したが、JTは認定しなかった。家族らは一般労働者の労災申請窓口の労働基準監督署も訪れたが、ここでも適切な助言は得られなかった。

要請は、約2年半で中断。遺族は石綿被害が社会問題化した昨年、同センターを通じて再びJTに認定を求めたところ、今月29

日になってJTが「当時の資料がなく、正式な認定要請があったのかどうかも分からない」などと回答。同センター事務所でJTの担当者と遺族らが協議し、男性の死亡と業務の因果関係などについて調査を始めることにした。

男性の妻(78)は「(夫の死亡後)時効になるから早く調査してほしいと何度も要求した。提訴の姿勢をみせたら、会社から『早期解決を目指して努力中』との回答があっただけで、それきりになっている。誠意をみせてほしい」と話している。

同センターは「救済を求めた元公社職員の声を受け止められなかったJTに企業の在り方を問うとともに、遺族の希望に添えるような支援をしたい」としている。

めた静子さんは、全国安全センター第16回総会に合わせて10月1日に那覇市で開催されたアスベスト健康被害相談会(2005年8・9月号90頁参照)で、夫のレントゲン写真とCTを讀影してもらった結果、確かにアスベストを吸ったと見られる石灰化や胸膜肥厚斑が確認された。

そして、10月13日に那覇労働基準監督署に労災申請を行った。当日は、監督署に取材のカメラも入った。

それから約4か月後、労災認定がおりた。静子さんは、「アスベストの危険を知らされていれば、夫は死なずに済んだかもしれない。被害が出てからでは遅すぎる。国の対策がもう少し早ければ」とあらためて、悔しい思いが込み上げてきたと言う。

昇さんの職歴について、雇用主である独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構那覇支部は、以下のように証明している。

「昭和57年12月頃から牧港補給地区土木部に配属され、退職時までの約14年間、主にボイラーの点検・修理業務を行っていた。地区内のボイラー設置建物全てが職場であった。当時、ほとんどのボイラー及びスチーム管にはアスベストが巻いてあり、修理時は、タオルを顔に巻いて素手でアスベストを剥がしたり、アスベスト材料の塗り付け作業を行っていた。」

那覇労基署は、昇さんがアスベスト曝露した事実を裏付けるため、同僚3名からも聞き取り調査を行った。牧港補給地区では

米軍基地石綿被害認定

沖縄●相次ぐ相談、被害は拡大

2月8日、アスベスト肺がんで亡くなった元米軍基地労働者、安谷屋(あぎにや)昇さんの妻・静子さんに、労災の遺族補償給付決定の通知が届いた。沖縄の基地労働者としては初の労災認定である。

昇さんが肺がんと診断されたのは、2001年7月に沖縄県立中部病院に検査入院した時だった。がんはすでに全身に転移していて手術できず、同年11月19日、65歳で亡くなられた。

静子さんは、2005年6月にクボタのアスベスト被害報道を見て、「夫もアスベストが原因かも」と、半信半疑で全駐労ズケラン支部に相談に行った。夫の同僚から、基地のボイラーにアスベストが大量に使われていたと聞いていたからだ。

主治医は当初、「煙草が原因」と言っていたが、その後、古いレントゲン写真に、明確ではないが当時見逃していた石綿所見があったと確認した。確信を深

2001年4月、ランドリーのボイラーに使用されていたアスベストの撤去作業が問題となり、全駐労ズケラン支部が健康診断を要請している。全駐労沖縄地区本部によれば、現在、自動車の整備、建物やボイラーの補修作業等に従事し、特殊健康診断を受けている現役の基地労働者は数百人いると言う。退職した労働者にも、健康診断を受けるよう周知することが望まれる。

昇さんの職歴をさらにたどると、水道部や暖房設備工として那覇空軍、海軍補助施設(1952～60年)、嘉手納飛行場(64～82年)、牧港補給地区(82～96年)となっている。今回の労災認定は、牧港補給地区でのアスベスト曝露従事を重視したものだが、それ以前にもアスベスト曝露した可能性がある。那覇空軍や海軍補助施設は復帰時に閉鎖されており、調査が必要だろう。

昇さんの元上司によれば、基地内作業としては大工、塗装、冷凍電気、水道、ボイラー、溶接などがあり、アスベスト粉じんの中で作業をしていたと言う。

沖縄離職者対策センターによれば、復帰前後に若い人を中心に大量解雇が行われた(1969～72年に6,833人、72～80年に12,628人)。彼らはアスベスト曝露していたかもしれないのに何の対策も受けていない。その後も90年頃までアスベストは使用され、その間の離職者数は千人を超える(81～90年の人員整理488、定年退職1,256人)。

やっとなアスベストの危険性が

指摘され、対策がとられるようになった91～94年の定年退職者は18,124人だ。これら離職者に対し、健康管理手帳や健康診断等を早急に周知する必要がある。

駐留軍離職者アスベスト相談センターには、すでに81件の相談が寄せられている。うちアスベスト曝露の疑いがある7件について、

労災や石綿救済新法に基づいて申請手続きを取るという(1月26日付「琉球新報」)。安谷屋昇さんの労災認定をきっかけに、アスベスト被害補償の本格的な取り組みが、沖縄でさらに広がっていくに違いない。



(神奈川労災職業病センター
西田隆重)

高校生に安全衛生の講義

東京●アスベスト・外国人が話題に

都立南葛飾高校では、毎年、3月に卒業予定の生徒を対象に労働問題の講義を行っている。卒業して就職し働くにあたって知っておいたほうが良い労働法と職場における安全・健康の問題について、亀戸労働情報センターと東京労働安全衛生センターから講師を招いて2月に行うもの。今年は2月2日に「労働と健康」と題して講義があり、約15名が参加した。昨年は参加型でグループ討論をして盛り上がったので、今年も同じスタイルを進める予定だった。

最初に労働と病気の関連について、どんな病気も多かれ少なかれ労働と関連があり、多くの病気が労災で補償されるという話をした。そのなかでじん肺やアスベスト問題を取り上げて、肺がんや肺結核などでも労災保険で補償されることがあるという話をしたところ、昨年からアスベスト

問題が社会問題になっていることもあって、数人からアスベストについて質問が出た。生徒だけではなく教師からも、中皮腫はどんな病気か?アスベストは少しでも吸うとがんになるのか?などなど。

また、生徒の中にガーナの方がいて、外国人の労災問題について熱心に質問した。この方は日本人と結婚してビザがあるのだが、ビザがない場合でも労災保険は適用されるのか?社長に労災をお願いすると解雇されないか?以前有機溶剤を使う仕事をしていたが、仕事をやめてから症状が出ても労災になるか?などなど。やはり、外国人ということで差別されないかという不安が大きく、様々な質問をされた。労災保険は外国人でも日本人と同じように適用されることなどを話したところ安心されたようだった。

質問が多く出たためにグループ討論の時間がなくなったので、

「ファミリーレストランで働いていて起こりうるけがや、仕事と関係のある病気について挙げて下さい」というテーマで、生徒全体で討論をした。腰痛、調理作業での切り傷ややけど、肩こりなど様々出された。印象に残ったのは、後ろのほうに陣取っていて最初から雑談をしていてあまり授業に集中していなかった4、5人の生徒の中から、「ファミレスで働いていて昼食の賄い(職員の昼食)を作っていて包丁で手を切った

けどこれも労災ですか?」とやや真剣に質問されたことだった。

とにかく約2時間あまりだれずに講義ができた。生徒だけではなく教師も、あらためて職場の安全・健康の問題を再考するいい機会になったようだ。生徒の皆さんはこの講義を少しでも記憶にとどめておいて、今後就職して役に立ていただければ幸いである。



(東京労働安全衛生センター)

タイのホテルで技術者過労死 神奈川●会社は非協力だったが労災認定

1981年からアンリツ産機システム株式会社(厚木市恩名)に技術者として就労していたAさんは、2004年10月からタイに赴任する予定だった。その準備のた

めに、国内の勤務と合わせて、短期出張を重ねてきた。そして、2004年9月10日、長時間労働、心労、過労から、出張先のタイのホテルで心筋梗塞で亡くなった。

ご遺族は、神奈川労災職業病センターの紹介で県央ユニオンに加入。2005年3月にユニオンは会社に団体交渉を申し入れたが、会社側は、「本人は亡くなっており組合員ではないので団体交渉に応じる必要はない」としたうえで、「アンリツ産機では過労死させるような働き方はしていない、持病ですよ」と断言。労災請求にあたっては、なかなか協力が得られなかった。

しかし、労災申請を受理した厚木労働基準監督署の調査の結果、出張前の長時間労働が認められ、2005年12月に業務上、過労死認定された。残された遺族は、本当につらい年月をおくっていたが、認定されたことで、やはり「会社に殺された」ことが立証され、あらためて会社に対して怒りを強くしている。今後は、会社に対する損害賠償請求を行っていくところだ。



(県央コミュニティユニオン)

自治体のアスベスト対策必携 自治体労安研●COSLALレポート翻訳・発行

自治体労働安全衛生研究会から、「COSLA(スコットランド地方自治体協会)アスベスト作業部会報告書」(2002年6月、原文は、<http://www.cosla.gov.uk/attachments/execgroups/es/>

es28junasbestosreport.docで入手可)が翻訳・発行された。

「2004年世界アスベスト東京会議(GAC2004)」に、作業部会の議長を務めたアンディ・ホワイト議員(ウエスト・ダンバートン

シャー市議会リーダー)が参加、全体会議セッション6「既存アスベストの把握・管理・除去・廃棄」でCOSLALレポートについて、また、ワークショップH「造船とアスベスト」でスコットランドの現状について発表をしていただいた。

私たちは、クボタ・ショック以来、「アスベスト対策基本法」の制定を要求してきた。しかし、国会で成立した「関係四法一括改正法」も「総合対策」に示されたその他の諸対策も、様々な問題点を解決するにはほど遠いばかり

か、指摘されてきた法令間の「隙間」や「整合性」の欠如を解消するものにもなっていない。

そのような状況であるから、関係法令の改正等が行われたものであっても、法令を遵守しただけでは、アスベスト健康被害防止対策を十分に尽くしたとはいえない現状にある。おそらくはそのことも反映していると思われるが、地方自治体レベルで関係条例の見直しや新規策定の動きも活発である。しかし、国の法令の不備を補い、なおかつ、実効性を確保した体制を確立することは容易ではない。しかも、対策に必要な資金や人材等の資源をどうやって確保すればよいのかという大問題もある。

COSLAレポートは、まさにこのような問題意識に立って、イギリス・スコットランドの地方自治体が共同でまとめた労作である。COSLAレポートで提起されている諸課題は、国レベルの法令の内容の相違に関わらず、日本の地方自治体においても真剣に検討されなければならないものであることは、一読すればおわかりいただけると思われる。

ご希望の方には、1冊500円＋送料でおわけできるので、ぜひご連絡いただきたい。

報告書「はじめに」から

(前略) 作業部会に付託された主な事項は、以下のように要約できる。

- ・スコットランドにおけるアスベスト使用の健康上及び社会経

済的遺産、及びアスベスト使用によって生ずる諸問題の解決に向けた地方自治体の取り組みについて検討すること。

- ・アスベストに関連する諸問題における現状を見直し、地方自治体の最善の対策を検討すること。
- ・医療を要する健康被害、アスベストによる社会経済的負担が、スコットランド政府からの外部資金及び(または)関連する他の資金源を通じて、適切なかたちで対処されるようにすること。
- ・作業部会は、業者の選定における最善の対策の特定を試みた。これには、地方自治体が発注するアスベスト関連作業の実施を申し込んだ業者の安全衛生基準を評価すること、及び、(必要な場合には)実施される作業種別に対応する免許を有しているかどうかを確認することが含まれる。請負業者に関連する諸問題を詳細に検討することは、カウンシル発注契約の基準及び費用のより一貫性のある設定に資する。

スコットランド市民の健康、カウンシル施設におけるアスベスト管理の法的義務、及びアスベスト規制の強化によって増大するカウンシルの財政負担など、アスベストは、スコットランドの各地方自治体にとって今後も重大な問題であり続けるだろう。こうした理由から、作業部会は、アスベストに関連する諸問題に対する地方自治体間の息の長い連携によ

る対応が必要であると考えている。

作業部会は、カウンシルの役割及び責任に関する地方自治体アスベスト会議を開催するメリットを勧告した。会議を開催することで、COSLAにおけるアスベスト問題の認知度が高まり、アスベストの存在に起因する財政負担を浮き彫りにすることができると考えている。(後略)

COSLAとは

スコットランドには、32の地方自治体がある。スコットランド地方自治体協議会(COSLA: Convention of Scottish Local Authorities)は、スコットランドの諸カウンシル(地方自治体(議会))を代表する組織で、イングランドにおける地方自治体協議会(Local Government Association in England)に相当するものである。COSLAは、3つの主要な領域において、地方自治体の集団的な利益を促進する。3つの領域とは、①地方自治体がそのサービスを供給するための財源を追求すること、②雇用者としての地方自治体を代表して賃金及び労働条件の交渉に当たること、及び、③スコットランド、イギリス及び欧州連合(EU)における政府のその他すべてのレベルにおいて、スコットランドの地方自治体に関係のある政策及び法規制に影響力を及ぼすことである。COSLAの政治的構造は、各地方自治体における各政党代表者のパ



- 東 京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
- 東 京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 東 京 ● 三多摩労働職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948
- 新 潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター
〒951-8065 新潟市東堀通2-481 E-mail KFR00474@nifty.ne.jp
TEL (025) 228-2127 / FAX (025) 228-2127
- 静 岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8 TEL (0543) 66-6888 / FAX (0543) 66-6889
- 愛 知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 E-mail roushokuken@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420
- 三 重 ● 三重安全センター準備会
〒514-0003 津市桜橋3丁目444 ユニオンみえ内 E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 225-4088 / FAX (059) 225-4402
- 京 都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビィス梅垣ビル1F E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145
- 大 阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区区内本町1-2-13 ばららいビル602 E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278
- 兵 庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp
TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762
- 兵 庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部 TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762
- 兵 庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号 E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
TEL (078) 251-1172 / FAX (078) 251-1172
- 広 島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル E-mail hirosshima-raecc@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥 取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090
- 徳 島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113
- 愛 媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15 E-mail npo eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897) 34-0900 / FAX (0897) 34-5667
- 愛 媛 ● えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6 TEL (089) 931-8001 / FAX (089) 941-6079
- 高 知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953
- 熊 本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177
- 大 分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 503-9833
- 宮 崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL (0982) 53-9400 / FAX (0982) 53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL (0995) 63-1700 / FAX (0995) 63-1701
- 沖 縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒900-0036 那覇市西3-8-14 TEL (098) 866-8906 / FAX (098) 866-8955
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432
(オブザーバー)
- 福 島 ● 福島県労働安全衛生センター
〒960-8132 福島市東浜町6-58 福島交通労組内

